

平成28年3月14日(月曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第4号

平成28年3月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 28 年 3 月 14 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

中島一郎君。

8 番（中島一郎君）

おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は今回 3 問についてご質問をさせていただきます。

まず初めに、水産業の振興について、資源管理と魚礁設置の調査結果についてご質問を致します。

県では、不安定な水産資源や魚価の低迷による漁業経営の圧迫、漁業就業者の減少など、本県水産業の厳しい状況を打開し、漁業者としてのその家族が将来にわたって漁村で生活していける、若者が進んで稼げる、元気な漁村を目指した第 2 期高知県産業振興計画の策定によって、水産業の振興を図ってきたところであります。

その中で、沿岸漁業の振興策として、1 つ目として釣り漁業の主要魚種、カツオ、清水サバ、キンメダイ、メジカなどの県内水場工場と、2 つ目として、定置網漁業の経営基盤の強化を掲げ取り組んでいるところであります。

私は昨年、6 月議会一般質問で、このことを踏まえ一番に水産業の振興策として、資源管理型漁業と魚礁設置について質問を致したところであります。その中で尾崎海洋森林課長の答弁は、魚礁設置については費用対効果が明らかでないため平成 16 年度以降事業中止となっているということであったが、平成 23 年度には、高知県の海洋調査船によって佐賀地域の新設魚礁の実態調査の実施、平成 25 年度から 5 隻の漁船に GPS ロガーを設置し、航跡データを基にして、県水産試験場が魚礁の効果調査を行い、平成 27 年度中に集約をして公表されるとのことであります。その結果によって平成 28 年度以降の計画が判断されるとの答弁でありましたが。

まず初めに、公表されたかどうかにつきましてご質問を致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

おはようございます。

それでは通告書に基づき、中島議員の 1、水産業の振興についてのカッコ 1、魚礁設置事業の平成 23 年度からの実態調査や効果調査結果は公表されたかについてお答えします。

本調査は、高知県が佐賀漁港沖に設置された魚礁の利用効果を把握するために、平成 24 年 6 月から平成 25 年 11 月までの 18 カ月間で、漁協が推薦した小型漁船 5 隻に GPS ロガーを搭載して、航跡を基にした魚礁での釣り漁業の操業効果を調査したものです。

調査結果についてはまだ公表されていませんが、先日 3 月 9 日に、水産試験場から今回の調査に協力をしていただいた 5 隻の船主さんへ調査結果の報告会があり、その内容を立ち会いましたので報告をさせていただきます。

きます。

県の海洋調査船、土佐海洋丸の海底地形探査装置で調査した佐賀沖での魚礁の設置状況を基に GPS ロガーに記録された航跡データを重ね、操業が集中している 17 の魚礁群を操業状況を整理しています。

調査期間における魚礁の利用率は 58 パーセント、水揚げ量は 51 パーセントで、佐賀地区の釣り漁業者は魚礁への依存度は高いものの、水揚げ金額から推定した費用対効果は 0.6 未満と、1.0 を満たしておらず、現状では大変厳しい結果となっています。

また、17 の魚礁群によっては、陸域に近い岩礁地帯の魚礁と沖合の魚礁とでは、利用頻度の差があることも判明しました。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

結果が公表されたということで、大変こう費用対効果の部分で B バイ C が 0.6 という数字ということで厳しい結果が出てるんですが。

17 カ所を調査していただいて、岩礁の分とかいろいろ利用度の報告もありましたけれども、まあ結構魚礁自体がですね、もう 2、30 年前の場所だと思います。その現況がどういう状態で、実態から判明できない部分も結構あると思うんですが、そのことはそのこととして真摯（しんし）に受け止めなければならないと思っております。

一つはですね、魚礁が県の補助金がないからできないというとらえ方がいつも出てくるわけですが、考え方によってはですね、リマ区域周辺漁業対策事業においては、昔は補助金が 10 分の 8 ぐらいだったと思うんですが、現時点では国の補助金が 3 分の 2 でやられていると思うんです。これを何とかこう利用していただいてですね、まあ国から 3 分の 2 の補助金を頂いて、県は補助金がないわけですが、残りはまあ過疎債を売ってやるとか、いろいろな財源的なこともあるかと思っておりますけれども、そういう方法もひとつ考えていただきたい。

そしてもう一つ、今年度はリマ区域周辺漁業対策事業で休遊施設、あの地下タンクの 100 キロリッターの分をですね、5,700 までの事業組んでおりますのでなかなか無理だと思いますが、まあ平成 29 年度以降に何らかの形で、この魚礁設置も組み入れた形で、国の補助だけで実行するというような方策も考えていただけないかというのが私の考え方でございます。まあ、もうそのことは置きまして。

次に、2 番目でありまして、沿岸域における投石、ヨコワ中層魚礁についてご質問を致します。

12 月の定例議会の一般質問においても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定において、水産業の振興策として漁業従事者の育成を図るとともに、水揚げ増加による関連地域産業への活性化を図る目的で、その具体的な事業として、新規漁業就労者創出事業により定置網漁業の再開の計画や沿岸漁場海域を改善して、沿岸漁業者の水揚げ量の安定を図る目的で魚礁設置事業や、水産多面的機能発揮対策事業等を計画することになっていきます。

魚礁の具体的な内容としては、黒潮の沿岸域における投石における沈設魚礁と、夏場に行われているヨコワ採捕に向けた中層魚礁の設置を考えているということでありましたが、平成 28 年度の取り組みについて質問を致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは通告書に基づき、中島議員のカッコ2、平成28年度当初予算への編成と具体的な内容についてお答えします。

水産業の活性化は、とにかく漁に出ないことには始まらないと考えており、町としまして漁に出るための施策が必要と考えています。

今回提案しています平成28年度当初予算についてですが、ヨコワ採捕やモイカ産卵所の設置に対する補助金を計上しています。

なお、築磯事業につきましては、先のご質問にも関連しますが、県の調査結果を参考に事業計画および費用対効果を精査する必要があるため、平成28年度予算では見送っています。

なお、先ほどの質問の関連ですが、その17の魚礁群ですが、先ほどお答えしましたように沖合の魚礁があまり利用されていないということもありますので、そういうふうな位置情報等を提供して既存の魚礁を利用すると。そういうことで水揚げ振興、それを対応していきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

投石事業における対象魚種は、イセエビ、アワビ類になることから、設置後1年が経過すれば一定の事業効果が表れるものと期待をしているところであります。

しかしながら、ヨコワ採捕等の中層魚礁については、魚礁自体の規模や資材、そして気象条件を想定した耐久性のある魚礁の製作をしていかないと、一定期間の事業効果は望めても長期的な効果はあまり望めません。台風時の高波やあらゆる気象条件に持ちこたえるものを構造的に取り入れて、必要とされる事業費を投入して、一過性のものから長期的なものへの転換を図り進化したものへ転換していかないと、事業効果の判断は難しいものがあります。

また、町は事業効果を求めながらも、1、2回の実施で効果がなければすぐに止められることが往々にしてありますが、この雄大な土佐湾へ設置する場合には気象条件や自然環境の変化において予想できないことも起こりますので、やはり長い目で事業の効果を追求するべきではないかと思うところであります。

このあたりの判断や対応について、ひとつよければお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

まず、長期的な事業効果を考えた事業ということになりますが。

築磯につきましては、国の基準的なものは約1トンの投石と。それを、魚礁を整備していくということになります。約1トンの石になりますと、0.8から1メートル、それくらいの直径の石になってきます。

現在、投石が行われています場所の水深ですが、10から20メートルぐらいの範囲になってきます。波浪は、約水深40メートルぐらいから浅くなってくると波浪の影響をまともに受けてくるようになってきますので、そこの調整が必要になってきますが。

ただ、先ほど言いましたように、イセエビ等につきましては水深10から20メートルぐらいが主な生息域になってくると思いますので、現在の許可があります投石。花こう岩等を利用した投石が、今のできる限りの魚

礁になると考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

もう一度、お願い致します。

魚礁設置にどうしてこれほどまでにこだわるかといいますと、私たちの町の発展には第一次産業の振興、特に水産業が大きなウエートを占めていることの基本的な考え方を持っています。今回の総合戦略においても、各産業の担い手づくりを進めるとともに人材育成に取り組み、このことによって黒潮の将来を担う人材の確保、育成から、持続的な町の発展を支援するとともに、人口減少対策として町内の移住者受け入れ体制の確立を目指すことで、移住、定住の支援や子育て支援らの施策が打たれています。

これを基本として水産業の振興策を見た場合、先ほども申し上げたように、平成 16 年度からこの 10 年以上、新設の魚礁は設置しておられません。まあ単純な考え方ではありますが、おか、陸地では、今申し上げましたとおり、人口の増加を図るために移住支援策として住み良い環境を提供するために、空き家や子育て支援など、それから、全国の市町村では魅力ある支援策を発信して、積極的な融資活動が展開されております。

町でも、平成 28 年度の新しい取り組みとして、空き家を町が借り上げ、改修をして移住者に提供する、お試し住宅の事業として約 1,800 万程度計上をしておられます。また、農業の振興の中でも、耕作地の補助整備や放棄地の発生防止、有害鳥獣対策など、農地を守るための施策が多様に取りられています。

一方、私たちの目を土佐湾の方へ向けてみますと、黒潮の沿岸海域においては魚を蝟集（いしゅう）さす本格的な魚礁設置には、先ほども申し上げましたとおり、この 10 年間全く取り組んでいないのが現状であります。魅力のない土佐湾に、私たちの海域に、あらゆる魚が蝟集（いしゅう）してくるわけがありません。魚が住みやすい環境づくり、魚の住む家を増やしていくのが求められています。

皆さんの手元に参考資料として配付をさせていただいておりますが、これは先日、幡東水産振興会へ行きましたら、事務所にこの写真をちゃんと掲げておりました。大変古い写真でありますけれども、まあ懐かしくて借ってきたわけで、コピーさせていただいたわけですが。

これを見ますと、30 年前のお話で大変申し訳ございませんが、昭和 62 年度リマ区域周辺漁業施設設置事業として、この 4 メートル角の X 型コンクリート 20 個、事業費として 1,165 万円。県の補助金が 10 分の 8 で 932 万、町が 10 分の 1 で 116 万 5,000 円、漁協が 116 万 5,000 円となっております。

その下に書いてありますように、佐賀町間伐材魚礁設置事業というので、総事業費 75 万程度でございましたけれども、町、森林組合、漁協が協力し合ってやった事業があります。このリマ区域の魚礁 20 個にですね、間伐材を取り付けて投入をした写真でございますが、これはまだ完成された写真ではありません。見てみると。こういうふうですね、当時、この魚礁に間伐材を据え付けてやるというのは全国でも初めてだったと思います。そういう事業を取り上げて、何とか今の区域事業でやらせていただいて、国の認可も取ったわけでございますが。

まあ、これにはいろいろ過程がありまして。12 月の議会で浅野議員が、林業の振興ということで山と海とのかかわりのご質問をして、そのときに、森は海の恋人というお話をされたと思います。それともちょっと関連するんですが、一番最初はこの間伐材魚礁でなしに、私自身は海底の中の森づくりというのをしたいなと思いました。これはなぜかといいますと、森は海の恋人という本をですね、宮城県の気仙沼の畠山重篤さんだっただと思うんですが。この方はカキの養殖業をやっている方で、当時、漁師が山に木を植えるということで発信され

ております。海を守るために、森の働きを大切に活動をしたわけですが、そのときに、周辺の子どもたちにも海と山のかかわりや環境教育、体験学習を学ぶ活動として、地域全体で長年にわたって山に広葉樹林を植えた。その10数年活動された一冊の本が、森は海の恋人という本で出版をされております。

私はその当時に、漁師が山に木を植えるというのを非常にこう、自分が印象に残っておりまして、何らかそういう形でできないかという発想を致しまして。海底への森づくりというのは、この間伐材をやる前にですね、できたらこの4メートル魚礁の四隅と中央に、ヒノキの間伐した枝の付いたやつを5本ずつ付けて、それを海へ投入したいと。まあ、20個でありますので100本程度になるわけですが。

そういう形で、管轄の防衛庁といろいろ話をしますと、その4メートル角から上に出るとちょっと具合が悪いと。それはちょっとこらえてくれという話がありまして、発想的に考えたのが、当時、植林をして20年もち、まったくその間伐されてない放置林が結構ありましたので、この間伐材をもう利用をして何とかしたいというので、結果的にはこれに落ち着きました。その後、この事業は5、6年間続いております。

その後、翌年度からは森林組合、漁協、町、三者が一体となってですね、皆さんが協力の下に事業を始めまして。県の方では、昭和63年度から試験的事業として200万の事業で、県が100万、町が100万で、ずっと継続をしてきました。ただ、5、6年やりましたけれども、試験的事業というので中断をしたわけですが、これにもまた事情がありまして。ちょっとこう、全国的にこのことが森林組合の方から発信して出まして、水産庁の方からクレームが付きまして。水産庁自体は、この4メートルの魚礁自体で事業効果があるものへ向いてこういうものを付けたら駄目ということが出まして、それで県もちょっとこう頭傾けまして、この事業が取り止めになった経過があります。

ちょっと話は長くなりますけれども、その当時、この昭和62年度に佐賀町で魚礁の事業はどれぐらいやっているかといいますと、調べてみますと、水産業地域改善対策事業、同対事業で、この4メートルの角の魚礁を50個製作しております。事業費として約3,000万。それからもう一つは、新沿岸漁業構造改善事業で、今、尾崎課長からありました投石事業を2,749立米、事業費として1,300万。この3つの事業を加算致しますと、約5,500万円の事業を昭和62年度に佐賀町では実施をしていることになるわけです。

まあ、そのことは善しあしと致しまして、そういうことを踏まえてですね、今回私が考えたのは、魚礁をですね、なかなか今はもう20個もやってくれるような時代ではございませんので、例えば10個。この魚礁を投入するところには漁業権の設定をしていると思いますので、その漁業権の設定の直径が約200メートルぐらいだと自分は記憶してんですが。その中に、例えば100メートル、100メートルの正方形でやった場合に、4年くらいかけてですね、まあ10個程度をずっとこう投入をします。それはですね、面積としたらこの議場の中へ向いて鉛筆のしんでこう開ける程度かも分かりません。事業は1年でやれば1つの点でありますけど、4つでやれば、それは面になってきます。だから、100メートルの100メートルでございますので1万平米の面ができますので、そういう利用方法と。

その、この4メートル角の魚礁にですね、今もお答えいただきましたように中層魚礁、これは耐久性のある中層魚礁。というのは、ロープとか、自分の考え方ではネット状のやつ。ネット状にして、その中に浮き玉をはめて。単純なやつで構いませんのでそういうものを考えてですね、すぐにはできないと思いますけれども、それは海底への家づくりという形で、そういう魚礁と中層魚礁とのミックスした形で、何らかの新しい事業が黒潮から発信できんか。それは、魚礁は魚礁として資源管理の魚の住む家として、また、上部へ付ける中層魚礁は魚を蝟集（いしゅう）さす力がありますので。まあ言えば、お米を作ったときにスズメが来ますので反射用のテープなんか結構張りますけど、それは、スズメが寄らないように、被害を被らないようにするのが原点だと思いますけれども。海の場合には、珍しいものには魚は蝟集（いしゅう）します。それは、そのものによ

って動くことによって海流の変化を見るとともにプランクトンが付いてきますので、その中でカツオの気付きとか、そういう発想が出てくるわけですので。その発想を生かした形で中層魚礁をやれば効果が、単純でございますけど、倍増するのではないかというような考え方を持っているわけです。もうそういうふうには黒潮から、先ほども言いましたように新しいものへ向いて発信していく。ぜひ。時間はかかると思います。

そういう部分で、ひとつ事業の取り組みをしていただければですね、やはりその漁業、漁業者の生産額の向上や経営の安定にもつながり、また、新規の就業者のそういうものに徐々に繋がっていくのでないか。やはり今までは陸の方へ向いて重要視してたものを、今回は土佐湾へ向いて目を向ける。方向転換をする。そういう生産基盤づくりにですね、力を注いでほしいというのが質問でございます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

先ほど事例にありました、4メートル角X型コンクリート礁。こちらにつきましては、先ほどから言ってます17の魚礁群があります。また、それ以外にも点となるような魚礁もこの佐賀沖には何個かありますが、そういう魚礁を使ってですね、17の魚礁群が点在しています。

特に多く使われている魚礁群、その中に、議員が今提案されましたような中層魚礁、そういうものを入れて、面をまたさらに複雑な面にしていくと。そういうふうなことは今後考えていきたいと思っています。そのことを、先ほどの質問でも答弁しましたように利用者の方に情報提供をして、そこで網漁業が入れなくなるようにしてですね、釣り漁業がそこで栄えていくと。そういうような漁場づくり、森づくりを考えていきたいと、漁業者とは話をしています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ひとつよろしくお願いを致します。

それでは3番のですね、放流事業についてご質問をさせていただきます。

総合戦略の中に、有望種苗の放流によって操業経営の抑制や漁業者の操業機会の増加により、水揚げ量の増加、そして所得の向上を目指すことの記述がされています。

現状では、イサギ、ヒラメ、ハマグリ等の種苗放流を実施していますが、平成28年度では新規事業として入野地区で禁漁区を設定し、サザエの放流が予定をされています。このことに対して評価をするところでありませぬ。

ご承知のとおり、近年の沿岸漁業において厳しさは増すばかりですが、昔のようにカツオのひき縄漁主体だけでは漁業経営は困難を増し、1年のサイクルの中でその時期時期に期待できる漁法への転換によって漁獲高を上げ、漁業所得の向上を目指す時代に到達をしていると思います。このことから、各放流事業の期待度は高まっているところでもあります。

近ごろ、漁業者の皆さんから、アマダイ稚魚放流ができないかという要望がよく聞きます。漁期には、佐賀地区で20隻ぐらいが出漁しており、魚価も安定傾向にあります。私の記憶では、一時期アマダイの放流をしたようにも記憶をしているところですが、現在のところ、全国的にもアマダイの中間飼育をしてるところが少なく、高知県では実施に至っていないと思います。

時間も必要としますが、ぜひ黒潮から高知県へ、今後の放流計画の中で要望をしていただくことができないか。この取り組みについて質問をさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは通告書に基づき、中島議員の 3、放流事業のアマダイの稚魚放流について、今後の放流計画の中で検討できないかについてお答えします。

黒潮町では、沿岸漁業者の操業機会の増加を図るため、漁業者からの要望を基にヒラメなどの種苗放流を行い、水産資源対策に取り組んでいます。

アマダイですが、特にアカアマダイ、これにつきましては本州中南部以南の、東シナ海にかけての水深 40 メートルから 300 メートルの砂泥域に生息し、高知県ではビタ、京都地方ではグジと呼ばれ、珍重される高級魚です。大きく回遊しない魚種のためか、1985 年以降、全国的に水場が激減し、土佐沖では 1995 年ごろに一時的に水場が増加しましたが、減少傾向にある魚種です。

ご質問のアマダイ種苗の放流についてですが。国内では、京都府の国立研究開発法人水産総合センターと、山口県栽培漁業センターの 2 カ所でアカアマダイの種苗生産を行っています。

アマダイ種苗の配布について問い合わせをしたところ、水産総合研究センターは、調査研究を目的として種苗生産および放流を行っているため関係機関以外への配布はしていないとの回答でしたが、山口県栽培漁業センターでは、範囲は可能との返事をいただきました。

しかし、種苗生産については生きた状態での親魚の確保が難しく、また奇形種苗の発生もあるため、生産量は年間 5 から 7 万尾程度と少なく、貴重な種苗とのこと。そのため、配布量は山口県内への配布後の余剰分となるため、配布できても 2 から 3,000 尾程度と、そういうふうな量しか配布できないと聞いております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

いろいろと課題もあるわけですが、まあ時間をかけて検討していただければと思いますので、今後よろしくお願いをしたいと思います。

そしたら、4 番目の定置網漁業についてご質問をさせていただきます。

12 月定例会一般質問の答弁において、海洋森林課長から、平成 20 年 6 月から撤退していた伊田地区の定置網漁業について再開を目指していく予定であることと、鈴地区の定置網漁業については、就業者の高齢化が進ちよくしてる中、地域経済を支えていることを踏まえて、高知県や国の水産総合研究センター等の協力を得て、漁船漁業ビジネスモデル構築事業を提案しているということでありました。

鈴地区では、定置網漁業を主体として限界集落である地域の活性化等を図り、いかに維持していくのか期待しており、この提案の重要性を認識しているところではありますが、このことへの取り組みと進ちよく状況について質問を致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

通告書に基づき、中島議員の 4、伊田地区定置網漁業の再開見通しについて、また、鈴地区定置網漁業で取

り組んでいる調査研究事業についてお答えします。

高知県内には、23 経営体、32 漁場の定置網が存在し、約 370 名が従事しています。その生産量は年間 1 万 6,700 トンで、県内沿岸漁業の従事者の約 1 割、生産量では約 4 割を占める重要な漁業となっています。しかし、近年は経営体の廃業による遊休となる漁場も増え、一昨年は室戸地方の定置網が大型低気圧の波浪により大破し、操業不能となったため地域経済が低迷するなど、定置網漁業が途絶えることは一つの漁村が衰退することも危惧（きぐ）されています。

先に、伊田地区定置網漁業の再開見通しについてですが、伊田地区においても同様で、高知県漁協伊田署管内では伊田地区定置網および灘地区定置網の 2 漁場で行われ、地域の方々も雇用され、地域経済を担う重要な漁業でしたが、灘地区は 10 年ほど前に休業し、伊田地区においては平成 24 年 6 月から休業していました。

灘地区においては、町内の民間事業者により平成 23 年から操業が再開されました。しかし伊田地区においては、漁協が経営者を募集していましたが、応募者がなく現在に至っていましたが、昨年夏ごろに町内の事業者から応募相談がありました。町として、高知県土佐清水漁業指導所とともに、応募のあった事業者に潜水調査による海底状況、新たな網の設置位置、再開時期および雇用見込み等について事業内容のヒアリングを行ったところ、事業者からは平成 28 年秋漁からの再開を目指しているとのことでした。

町としても、事業が再開されることにより、新たな雇用の創出と伊田地区での水揚げ増加が期待されるため、黒潮町まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に盛り込み事業再開へのバックアップを行い、地域経済の活性化を目指しています。

高知県では、漁村の地域雇用の場の主力となる定置網漁業を支援することで漁村の衰退を防止することなどを目的に、民間業者参入等による定置網漁業の承継、再会を促進するため、漁網や資材、漁船、定置網の設置費用について支援を行う定置網漁業承継等支援事業が創設されたこともあり、平成 28 年度当初予算にも黒潮町も予算提案をさせていただいています。

次に、鈴地区定置網漁業で取り組んでいる調査研究事業についてですが、鈴地区定置網も鈴地区の地域経済を支える大きな事業として位置付けられています。高知県の定置網の現状を基に、県としても先述しましたように漁村集落の就労の場を継続を図るため、昨年 3 月、水産総合センター開発センターが実施をしています、沿岸域における漁船漁業ビジネスモデル実証化事業に本町の鈴地区定置網をモデル地区とした、土佐湾沿岸海域における大型定置網漁業のビジネスモデル構築事業と題して応募しました。

昨年 6 月、開発センターより応募事業の実施可否を確認するための実証可能性調査の対象地区となり、開発センターが鈴地区に訪問し、地元漁業者とのヒアリングを行い、現在は高知県と開発センターとの間で事業経過の調整をしているところです。

今後の見通しにつきましては、本年 3 月末に予定されています開発研究センターでの事業幹事会の審査結果待ちの状態となっています。定置網や高齢化の進む鈴地区の存続を左右させる事業ですので、町としても本事業の採択を受けるべく、県水産振興部と一緒に取り組んでいるところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

伊田地区の定置網については平成 28 年度に再会するというので、それから鈴地区の定置網については審査結果待ちということではありますが、まあ、良い結果がいただくように待ちたいと思います。

最後になりますけれども、尾崎課長の 12 月の一般質問の答弁の中で、とにかく漁師さんが沖に出なければ仕

事にならない。このことを念頭に置いて、沖に出るための施策を実施することにより、新規就業の確保はもとより、例えば70歳の漁師さんが5年でも10年でも漁業に携わって漁業生計が営まれることが重要と考えています、という答弁がありました。まさに私の考え方と一致するところでもあり、日々の業務の中で真摯（しんし）な気持ちで水産業の振興発展に取り組んでいただいているところであります。

今回の質問において私が強調したいのは、事業の継続をしてこそ効果が表れる。このことを念頭に置いて質問を致しました。継続は力なりで、こつこつと積み上げることによって、必ずや事業の効果は表れてくると思っております。今後の取り組みに期待をして、水産業振興の施策についての質問は終わります。

次に、2番目の農業振興について。

まず初めに、環太平洋連携協定、TPPについて質問を致します。

環太平洋連携協定、TPPを発行を見据えて、政府は2016年を農政新時代と位置付け、競争力の強化や輸出拡大など、農業の成長産業に向けた農政改革を強力に推進することの方針が出されました。しかしながら、東大大学院の鈴木教授の研究グループによると、TPPが農林水産業に与える影響を独自に試算すると、生産減少額は1.5兆円に上り、農林水産業の就業者は63万人の減少が見込まれるとの新聞記事もありました。TPP大筋合意に伴い、農家、生産現場の先行き不安は依然強いものとなっています。

また、県の試算においては、県内農林水産物への影響試算は13品目で、最大約10億円の生産減少となっています。2013年の試算に比べて大幅に減少されたが、コメなどの安価な輸入品による価格低下などは現時点では見通しはできなく、生産側から実際の影響度は試算以上になることも予測されております。

県議会2月定例会の一般質問において尾崎知事は、冷静な産地が多い県内の中山間地域については、TPPの影響を大きく受け人口減少に拍車が掛かり、地域の維持すらできなくなる可能性も否定できない、との危機感を表しました。

一方、政府では、国産のコメについては外国産の輸入枠が設けられたが、農業を守るためにこれと同じ量の国産米を買い上げるため影響がない、との見解を示しています。このため、政府は攻めの農業と称して、経営規模拡大や農産物の輸出促進などを通じて乗り切り、農業をもうかる産業として位置付けをしておられます。

しかしながら農家にとっては、こんにちにおける農産物の価格の低迷や就業者の高齢化や減少に伴い、先行きがまったく見えなく、安心感が持てない状況も続いておられます。

総論的な質問になりますが、政府や高知県から一定の方針や見解が出された中で、町ではこの影響をどのようにとらえているか、まず質問を致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の農業の振興についてのカッコ1、環太平洋連携協定、TPPの発行を見据えて、町としてはTPPに関する影響をどのようにとらえているかのご質問についてお答え致します。

中島議員からも詳しい内容についてご説明がございましたが、通告書に基づきまして答弁させていただきます。

国のまず概要としましては、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPにつきましましては、平成25年3月に参加を表明して、同年7月から11カ国との交渉に参加し、同交渉は昨年平成27年の10月に大筋合意の運びとなり、本年平成28年2月4日の署名式をもって最終合意に至りました。

また、先日の3月8日には、TPPの承認案と、国内対策の実施に必要な関連11法の改正事項を一括した、TPPの締結に伴う関係法律の整備に関する法律案を閣議決定し、国会に提出して4月から審議を始める見通しと報道されています。

それに関連して、政府は昨年12月に、TPP協定が発効した場合の、わが国の経済に与える経済効果の分析結果について公表をしています。

公表の内容については、貿易拡大による生産性の向上で、国内総生産、GDPを実質的に約14兆円押し上げ、80万人の新規雇用が見込まれる。

農林水産物については、関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が約1,300億円から最大2,100億円が生じるものの、そこは総合的なTPP関連政策大綱に基づく政策大綱により、引き続き国内生産量が維持されると想定している、と公表されております。

県の概要としては、それらを踏まえ、先月、本県の農林水産物への影響について、県の試算が以下のように公表されております。

県が先の平成25年3月に公表したTPPの影響の試算は、関税は即時撤廃し、関税撤廃に対して何ら対策を講じないことを前提として、影響額は約158億円と非常に大きかった。

しかし、先月、県が公表しました影響試算は、国内対策、総合的なTPP関連政策大綱ですが、十分に効果を挙げることを前提とした国の試算方法に基づき機械的に行った結果、前回の試算結果に比べて大幅に少ない、約5億円から10億円の影響額という結果になっています。

なお、コメについては、輸入量と同量の国産米を政府備蓄米として市場から隔離することを前提にして、前回の70億円という試算がゼロになっています。

また、コメや畜産物などの安価な輸入品が流通した場合の価格低下や、県外でコメから野菜へと転作が進んだ場合に受ける、野菜の価格低下などの影響は見通せない。さまざまな影響を考慮する必要性があるということで、中山間地域では小規模で零細な産地が多く、大規模化していくには限界があり、TPPの影響を大きく受け、人口減少に拍車がかかり、地域の維持すらできなくなる可能性も否定できない。

こうした試算の前提である国の国内対策、総合的なTPP関連政策大綱が、実効性のある具体的な施策が着実に実施され、かつ、地方の隅々にまで行き届くものとなっているのかを注視する必要がある、と公表されております。

以上が、国と県のTPPに対する試算概要ですが。

ご質問の、町としてはTPPに関する影響をどのようにとらえているかということになりますが、こうした試算を踏まえ、高知県への影響額、約5億円から10億円となっています。

農業の観点から見ますと、農産物への影響はこのうち2億6,400万円から5億2,200万円で、野菜については、直ちに大きな影響を受けることは考えにくいとの試算結果となっています。

町としては、今後、県やJAなどの関係機関とも連携し、TPPによる農産物価格への影響、特に国内の他産地の動きを注視しながら、また、併せて国や県の施策の活用を検討しながら、農業の体質強化と所得の向上に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ちょっと質問が総論的な問題で、なかなか答えがもらいにくい部分もあるがですけど、まあ農業の対策強化と所得の向上に努めるということで締めくくっていただきましたので、2問目の質問に移らさせていただきます。

総合戦略と新規就農についてでございますが、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年の1月に策定

されました。また町では、第1次黒潮町総合振興計画、これは平成20年から平成29年度の10年間を目標にして、今後の進むべき方向と主要施策および重点施策を明らかにした取り組みがなされています。

黒潮町の総合戦略は、この計画と整合性を保ちながら長期的な姿勢に立ち、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するために、平成27年度を初年度として5カ年の具体的な目標や施策がまとめられたものとなっております。

これらによって、各分野における個別計画と連動させて一体的な施策の推進が図られることとなりますが、私は既に12月議会一般質問において水産業と商工業の振興については質問をしたところでありますが、今回、農業の振興について質問を致します。

先ほども申し上げましたとおり、政府が進めるTPPにおける規模の拡大や農産物の輸出促進等が政策実行された場合、総合戦略に記述されているとおり、1番に、就業支援および担い手づくりにより、新たな就業者をいかに増やしていくか。このことが大きな課題として取り上げられます。

総合戦略の中では、地域就農者、平成31年度までに15人以上。平成26年度の実績が2人でございますが、これは新規就農研修支援事業や青年就農給付金、園芸ハウス整備事業等々の活用などによって支援をしていくことになっております。

これまで農協や農業公社、農業委員会等との協力体制や連携によって一定の数値を残していることに敬意を表すところでありますが、今まで以上に積極的な体制で取り組むことがなければ、この目的達成は見えてこないのではないかとと思うところであります。そのためにも、関連団体との協力体制はもちろん、各事業における支援策等の周知徹底を図りながら、新規就農者の増加を目指すべきではないかとと思うところであります。

このあたりの取り組みについてご質問を致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の農業の振興についてのカッコ2、黒潮町の総合戦略における新規就農者は平成31年までに15人以上となっている。新規就農研修支援事業などの支援策はもちろん、JA、町農業公社との協力体制や連携が重要視される。これらの取り組みはできているか、のご質問にお答え致します。

現在、町での新規就農対策についての状況は、平成22年度より、新規就農研修支援事業や青年就農給付金などの、国、県の補助事業を活用しながら、新規就農者の確保、育成に取り組んでいるところです。

また、平成25年4月には農業公社を設立し、研修ハウスも設置して研修生の育成を図り、昨年8月には、公社初の2名の研修生が2年間の研修を終了して、町内で就農致しました。

ご参考までに、平成22年度から27年度までの6年間の実績数を申し上げますと、新規就農研修支援事業では、研修を修了して町内に就農された研修生が12名、現在研修中の研修生が3名、また、青年就農給付金を受けて就農されている新規就農者の方が、研修修了して以降給付金を受けられている就農者が7名、給付金のみで就農者が6名となっており、実質、現在研修中の研修生3名を除いて、新規就農対策の補助事業による町内就農者は18名となっております。

こうした事業の新規就農者はもとより、それ以外の新規就農者も含めた農業の担い手対策など、町内の農業全般について、現在、黒潮町担い手育成総合支援協議会を組織して対応しています。

構成員としては、JA高知はた、幡多農業振興センター、農業委員会、町認定農業者連絡協議会、町議会、農業公社、そして、町により組織しています。その中で、新規就農者の確保や育成、また就農準備や支援策について情報共有しながら、自立に向けての支援を図っているところです。

特にその中でも、具体的に取り組みが必要な研修後の農地や空きハウスの確保、また、補助事業や制度資金の活用、計画などについては、JA高知はた、主に幡東営農センターとなりますが。それと、県の幡多農業振興センターや町農業公社、そして町農業振興課により情報共有を密にしながら、新規就農者の自立経営に向けての支援を積極的に図っています。

以上が、現在の取り組み状況となります。

ご質問にあります、黒潮町の総合戦略における新規就農者数の平成31年度までに15人以上の目標達成に向けては、新規就農者の研修先となる受け入れ農家を確保していくことも考慮しながら、また、農業公社への受け入れ数についても増員していくようなことも視野に入れながら、このような体制による取り組みで一層の連携を図り、新規就農者の確保に努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

担い手協議会等との関連機関との結び付きにおいて、この平成31年度の15人以上の新規就農の達成が見えてくるような感じが致しました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それでは3番目の、地域を守る農業についてご質問をさせていただきます。

新規の就農者や後継者において、専業農家の育成を目指すことはもちろん、兼業や家族労働で家族と暮らすことを目的した農業など、さまざまな形で農業に励んでいます。

しかしながら、ご承知のとおり、農業で生計を立てていくことには厳しさを増すばかりとなっています。そして地域での課題は、高齢化、人口減少、働き手不足など、多くの課題を抱える中で、これからの地域づくりや地域を守ることを考えた場合、農業の位置付けは大変重要なものとなってきています。

町内全域を見渡した場合に、専業農家を主体として農業を営んでいる方々は、地域の中核的リーダーとなる存在になっていく方たちでもあります。働き手や若者が減少しているときに、地域を守る視点から重要視すべき課題ではないかと思っていますが。

このように、農業の振興プラス地域を守るための人材育成、人づくりを考慮した取り組みも必要となってきます。このことをどのように今とらえているのか。

まず、質問を致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の農業の振興についての、地域での中核的リーダー、存在となる人づくりの取り組みの検討についてのご質問についてお答え致します。

町の農業を取り巻く状況は、農業者の高齢化と後継者不足により大変厳しいものになっています。特に中山間地域では、高齢化や鳥獣被害などを要因とした遊休農地化が進んでいます。

そうした状況の中、町としては中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能交付金事業などにより、農業の生産基盤である農地の維持、保全を地域と連携して取り組んでいるところです。

また、機械の共同利用や農作業の受委託などによる経費の削減や労力の軽減を図るため、集落営農組織や農作業受委託組織などへの組織化を推進しながら、既存組織については、視察や研修会などを実施して育成を図っているところです。

そうした組織化された地区での活動については、組織代表者や役員の方が地域のリーダーとなって取り組みを推進していただいておりますが、しかしながら、どの地区も高齢化しており、世代交代が進まないのが現状だと思います。

先にも述べましたが、町としては地域での集落営農組織や農作業受委託組織などへの組織化を推進しています。また、取り組みについては、担い手育成総合支援協議会の中で協議しながら進めています。

ご質問の地域リーダーの人づくりについても、併せてその中で現状把握しながら検討していきたいと考えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

取り組んでいただけるということでございますが。

ちょっと私の質問の仕方が悪いか、次の質問に今もうお答えをいただいたような形になるんですが、まあ一応、質問をさせていただきます。

今質問した事項についての解決策の方法としてですね、総合戦略の中にある事業展開、経営に対する支援の記述とおり、1 つ目に、地域における農業、農村の維持および再生に向けて集落営農組織を育成し、所得の確保および向上につながる農業生産の共同活動を行う集落営農組織の取り組みに対して補助金を交付する。

2 つ目として、中山間地域の農業を支える仕組みとして、各集落に出向き、集荷して町内の直販所に出荷する庭先集荷を実施し、販売価格の向上、利用の拡大を図り、農地の保全等を図る。

3 つ目として、経営意欲を持続させるため、中山間地域における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため農業生産活動等を行う農業者等に対して交付金を交付し、経営の維持、安定化に取り組む。

4 つ目として、地域ぐるみで農村環境を守っていくため、共同活動として農地、農業用施設等の維持、管理の活動を実施する組織に対して交付金を交付すると。

この4つが記述されておりますが、この4つの課題点には大変重要視するべきものでありまして、町がこのことに本腰を入れた取り組みをしていかなければ中山間地域の農業は立ち行かなくなり、やがて農地は荒廃して、人も住まなくなり、集落の維持が困難となってきます。

中山間の農地における生産面の効率の悪さの格差の是正などの解消にも少しずつでも取り組み、計画だけでなく終わるのではなく、実行することにより成果や実績を残す積極的な取り組みを期待しているところであります。

平成28年度当初予算編成および概要の中でも、この1月に公表した、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を具体化して、平成28年度は政策をつくり上げていく年になるということでもありますが、このことへの取り組みと申しますか、平成28年度の取り組みの中身と新規の振興策はないかということをお聞きしたかったわけですが。

重複することもあります。すいませんがひとつよろしくお願ひ致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

総合戦略の政策の積み上げですけれども、今回お示しさせていただきましたインデックスの中に、いわゆる重要項目のKPIを設定させていただいたものが幾つか配置をされておりますが。これも、これまでの議会答弁

で申し上げてきたところですが、これですべてということではございません。これにこれからの現状の変化等々、あるいはまだまだ掘り下げて、掘り下げ不足の部分。こういったものを肉付けして、毎年 PDCA を回すことでしっかりとしたものにしていくというのが大きな方向性であります。

この農業分野についての一つの方向性は、これ見ていただくと分かるんですけど売り上げの所、いずれも微増ということになっております。しかしながら、センサスの結果を見てみまして単純に将来設計を推測しますと、現在、施設園芸従事者でも 65 歳以上の方が過半数を占めておまして、通常、常識的に考えると、新規就農者の確保ができなかった場合、10 年後には産業規模は半減すると。こういうことになります。

それを踏まえた上で、かつ、新規就農者も確保していきますけれども、従事者数は全体の町の人口減、これとのバランスを考えますと、今の従事者数がすべて確保できるということにはならないと思っております。これは現実的な推測でございます。その上で、売り上げを微増、この目標設定をしているということでございまして、一つは規模拡大。それからもう一つは単収の増大。こういったことであります。

ただ、5 年ぐらい前からすると考えられなかったような課題も出てきておまして。例えば、環境制御技術の導入をここ 2 年ぐらいで行ってまいりました。導入していただいている農家さんではしっかりと効果が表れておまして、非常に期待もするところなんですけれども、例えばその増収した部分の労力をどうやって確保するのかといったことが、5 年ぐらす前ですとそんなに大きな課題ではなかったと思います。今はほんとにその労力の確保が逼迫（ひっぱく）している状況でございまして、単純に技術向上だけを支援すればそれで済むといったような環境にないというのが現状でございます。

従いまして、現在、立ち上げました農業公社、こちらの研修生を受け入れて輩出していくという機能だけを現在回してるわけですが、この公社の機能を使って何らかの形で、農家さんの所へその労力確保のお手伝いができたり。そういったことをこれから検討していかなければ、少し農業基盤が守れないのかなと思っております。

特に、あまり農業分野悲観しておりませんで、先ほどご質問いただきました TPP。こちら、基本的には花卉（かき）につきましても関税掛かっておりませんし、生鮮野菜についても関税率非常に低く、ほとんど輸入品がないと。こういった状況であります。

そう考えますと、黒潮町の施設園芸作物に及ぶ影響というのは、それほど大きなものがないのではないかと。むしろ、高いクオリティと、それから非常に高度な生産管理。この技術をもってすれば、黒潮町だけで輸出政策を組むことはちょっと現実的ではないかも分かりませんが、もしも国を挙げて輸出政策に本腰で取り組んでいただけたということになると、むしろプラスの効果があるのではないかなと思っております。これは単純に施設園芸だけに絞った場合であります。その情報等々に瞬時に対応できるような対応策をしっかりとこの政策インデックスに乗っけていく必要があると思っております。

特に全国的には TPP の影響額、農産物における TPP の影響額というのは、恐らく破格の数字が出てこようかと思っております。先般、TPP 対策で補正が組まれましたが、ややもすると単年度の対策で終わってしまう可能性もなきにしもあらずというところだと思っております。従いまして、実際に条約が批准されて遂行された場合にさまざまな所へ影響が出てこようと思っておりますので、黒潮町の農業施策をきっちりとつくり上げて、そしてそれがしっかりと実施できる環境は黒潮町と高知県だけがつくるのではなくて、国を巻き込んでの環境整備が必要だと考えております。

従いまして、今回、政策インデックスに載せさせていただいている項目にプラスして、幾つかの項目を 28 年度も付記させていただこうと思っておりますが、もう少しお時間を頂ければと思います。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番 (中島一郎君)

町長から、今後農業については悲観はあまりしてないという力強い言葉いただいたので、ほんとにありがたいと思います。

最後になりますが、この3月をもって森下課長は定年退職をするということですが、私も課長と、大方、佐賀町の合併と同時に、黒潮の産業振興について一緒に仕事をさせていただいた間柄であります。また、課長は産業推進室が設置されたと同時に初代の室長となり、お互いに産業の振興策について話もさせていただきましたが、いつも温厚な姿勢で対応していただいたことが私としては一番印象に残っています。また、産業振興というものは、承知のとおりなかなか成果が見えにくく時間も要しますので、大変苦勞もあったことと思います。

最後の質問になりますが、長く黒潮の発展のために産業振興に携わってきた職員として、これからの黒潮の進むべき道といいますか何か思い当たることがあれば、ひとつ最後の言葉として残していただきたいと思うところであります。

よろしくお願いします。

議長 (矢野昭三君)

農業振興課長。

農業振興課長 (森下昌三君)

それでは、再質問になるがでしょうか、お答え致します。最後の言葉いうたらみょうに何かジーンと来るがですけど。

産業に、関係にいろいろと携わらせていただいたんですが、特に農業についてですね、感じていることがあります。

平成15年から21年まで、農業の係長をさせていただきました。そのときにはですね、特に中山間直接支払とか集落営農の関係で地区にも入っていきましたが、課長になってから26、27年に見てみますと、そのメンバー的には同じ方がリーダーを、先ほど中島議員の中での質問がありましたけどリーダーをされていて、あんまり世代交代ができてないようです。

それで、その中山間地域というのも、ちょうど25年度が更新の節目になっておりまして、高知県下ではですね、平成26年にその直接支払の協定面積が6,982平米あったものが、27年には更新継続の、それから5年になるんですけど、27年から。そのときの更新の面積が5,844ヘクタールということになって、約1,100ヘクタール減ってるわけなんですけれども、まあ、黒潮町はちょっと微増にはなっております。

それでですね、その維持してる方たちと話すには、すごいその労力的にもかなり不足はしております。その中でもですね、特に補助事業を推進していくのにその事務。事務というのがなかなか苦勞されておまして、どこも。そこにやっぱりかかわる人が必要というか、おいでたらもっとスムーズに事業ができるんじゃないかと感じております。

それでですね、特に農地も持っていない方、まあ地区でやっぱり農業というのは一番主になりますので、そこを守っていくのもう地域で守っていかないかんという状況に来ているように感じます。特にその農地も持っていない方でも一緒に参加していただいてですね、そういった主役にならなくてもいいですので、お手伝いをしてもらえればと。また、初心者の方なんかでもですね、入っていったお手伝いできるよやったら一緒にやってお手伝いしてもらったら、またいろんな違う面が出てくると思います。

その補助事業の中でも、完全にその農地をですね、保全する事業と、また新たにそのイベントとか、そうい

った事業もあるわけですが、そういった方が入っていただくとですね、また新たな企画なんかもできる。プロデュースしてる方もできるんじゃないかと思います。地域の。そういうことでも地域を守っていかないかんがじゃないかなというふうに感じております。

ちょっととりとめのない答弁になりましたが、以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

地域を守っていくということのお話がありましたので、私たちもそのことを肝にしていきたいと思います。本当にお疲れさまでございました。

それでは3番目の、佐賀地区避難タワーの建設について質問を致します。

12月定例会の一般質問において、山崎議員から佐賀地区避難タワーの進捗について質問したところ、町からの答弁では、住民説明会や周辺住民への説明、意見交換、そして欠席された方への戸別訪問を重ねた取り組みを行い、建設予定地の用地については買収して登記を完了した。この3月までに工事を発注して平成28年度中に完成を目指す、という答弁でありました。これは、3月4日の開会のときにもう議決をされて既に工事着工をしたわけですが、そのことは置きまして。

その後、2016年の新しい年を迎えて1月19日の高知新聞には、2014年に完成した早咲地区避難タワーで住民苦情。雨がうるさく、日当たり悪化、町長説明を欠き謝罪、という記事が載りました。

そして、住民の皆さんが訴えている被害として、騒音問題としてタワーの階段を昇降する音、雨の音、鳥が集まること。それから、工事中に発生した電波障害や敷地内のひび割れ、そして日照権問題などとなっています。

私はこの記事についてはびっくりしたところではありますが、住民説明会等の在り方や建設の経過説明において周知徹底がなされていなかったことが課題として浮き彫りされたものではないかと思ったところでもあります。町長からも、3月議会開会に当たり行政報告の中で陳謝をするとともに、経過説明や今後の取り組みについての報告がありました。

このことを踏まえて、佐賀地域避難タワーの建設において最初に申し上げたとおり、住民への対応は時間をかけ、万全にできているのか。

まずは、このことについて質問致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは中島議員の一般質問、佐賀避難タワーの建設についてのご質問に、まずは通告書に基づいてお答えをしていきたいと思っております。

佐賀津波避難タワー建設につきましては、まず、その経過についてご説明をさせていただきます。

佐賀津波避難タワー建設につきましては、平成24年10月23日、これは平成25年度に建設してきた5つのタワーと同じタイミングでございますけれど、最初の地域説明会を黒潮町総合センターで開催致しました。

その際は、佐賀地区で想定されている津波浸水深が約18メートルとあまりにも厳しいことと、全国の津波避難タワーで、その浸水深に対応できる津波避難タワーの強度を確認するデータを持ち合わせていなかったことから、佐賀地区への津波避難タワーの建設は見送るということで地域の皆さまにご理解をいただくことになり

ました。そのため、町内で唯一、浜町地区が避難困難地域として残ってしまったわけでございます。

日本一厳しい津波浸水想定を突き付けられた中で、住民の皆さまは、当然大きな不安の中での生活になりますので、浜町地区からはその後も、津波避難タワーの建設につきまして強い地区要望としていただいております。一方、町の方でも、津波避難タワーの構造に関する情報収集を続けてまいりました。

その後、津波避難タワー建設にかかわる専門の方から強度的には十分対応可能という情報を得たことから、町内すべての避難困難地域の解消を目指し、佐賀津波避難タワー建設の再検討を始めました。

そしてまず、平成26年6月10日に住民説明会の進め方について、浜町地区、町分地区の役員の方と打ち合わせを行い、その後、平成27年8月10日までに5回の住民説明会を開催してまいりました。

また、その間には、説明会に参加しなかった方への戸別訪問による説明会、町外在住者に対する帰宅時の説明会、近隣住民の方への戸別相談対応、近隣津波避難タワーの調査等を実施しながら、併せて、候補地の地権者との協議交渉を進めてまいりました。

その結果、本議会初日に、佐賀地区津波避難タワー建設工事契約に係る議会の議決をいただいたところでございます。

これから、いよいよ工事が始まるわけでございますけれども、3月24日に第6回目の住民説明会を開催する予定でございます。さまざまなこれまでの経験も踏まえて、周辺の家屋調査をはじめ、これからも丁寧な住民説明をしながら工事の進捗よくを図り、地域住民の命を守る佐賀地区津波避難タワーの建設を目指していきたいと考えております。どうか、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

3月24日に住民説明会を開催するというので、そこでいろんな形で確認ができると思うんですが。

私は、工事着工前に基礎工事における影響を考慮して、事前に家屋調査をしようと思っていたんですが、3月4日の請負契約締結の提案理由の説明では、工事施工の中で7件の家屋調査を実施するとの説明であったように思ったところであります。本来、家屋調査と本体工事の請け負いは分別して施工するのが一般的ではないかと思うんですが、まあ、ある程度の時間的な余裕を持って家主との立会の上で調査を行い、調査結果を共有しておくことが大変大切だと思っております。

また、この家屋調査の7件については、個人から要請によるものか、そして、町が今までの経験により判断したものか、7件に対して詳細説明はできているのか。

このあたりのことについて質問を致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員がまずおっしゃられました家屋調査のやり方、これは二通りございます。

工事の前の段階で、設計と併せてやる方法が1点あるかと思っております。それからもう一つは、今回やろうとする工事の中でやる方法。2つあるかと思っております。どちらかの検討段階で、町としては工事と一体での設計にさせていただきました。

それから、7件につきましては、これは明確な設計基準というのはないようですね。ただ、今までの設計を

委託してやっていただく方の地権とかですね、それからさまざまな事例の一般的な影響する範囲など考慮して、今の段階での当初関係するのが7件というふうに設計上なっております。

ただ、これは7件で絶対それ以上しないかというとは違って、実際工事をしながら、それから振動の調査をしていきますので、その時点でさらに調査範囲を広げることはあろうかと思えます。

それから、一軒、一軒への説明というのはですね、まだ入札も決まる前にはしてなくて、これから業者の決まった段階でより具体的な説明ができるようにしてですね、まずは24日に全体の、そのやり方も踏まえて説明した上で、さらに戸別の対応。そういうふうなことをしていくようになるかと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

3月24日の全体会の説明会が基本になるということですので、ぜひそのことで十分な説明をお願いしたいと思います。

最後になりますが、町も用地買収には時間を要したところでありますが、最終的に買収し、登記完了等までにこぎ着け、工事着工になったことに対して、地域住民は感謝と期待を持ち、どのような避難タワーができるのか早期完成を待ち望んでいるところであります。

一方では、周辺の方にとっては、この高知新聞の記事を読んだとき不安な気持ちになったのも、また事実だと思います。この不安を払拭（ふっしょく）するには、工事期間中において、発注者であります町の担当課の誠意を持った対応と説明責任によって工事施工が当たることが一番に重要視されます。

工事期間中にはいろいろな問題が発生することが予測されますが、往々にして請負業者の責任負担が重くなってくる場合もあります。そして、工事期間も1年間、平成28年3月7日から平成29年3月6日であることから、町では事業主体としての認識を持ち、区長をはじめ周辺の方々へは日常的に出向き、情報収集をすることはもちろん、問題が発生した場合には瞬時的な取り組みをして解決策を見出し、発注者としての責任と信頼を高めていかなければなりません。このことへの対策を整え、早期完成に向けて努力をしてほしいと思うところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩します。

休 憩 10時 30分

再 開 10時 45分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、浅野修一君。

12番（浅野修一君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問の方を始めさせていただきますと思えます。

今回、質問事項3問構えらしていただいておりますが、まず最初に1番としまして、町内各所にあります荒廃した土地等の有効利用による活性化について、このことについてご質問したいと思います。

他の市町村では、さまざまな施策や手法によりまして活性化を図っているところがございますが、当町と致しましても、荒廃した施設や土地を利用し再開発することで、町内外の方々が集える憩いの場をつくり、明るく元気な黒潮町をアピールし、集客力アップへつなげることが大切と考えております。

まず1番目と致しまして、ビオスおおがた南の県有地、これは競走馬とかの馬を飼育されておった所、皆さんご存じと思いますが。ここの有効利用と、そこから続くあの大方球場への道とですね、それと、佐賀地区のかしま荘南にございます公園であるとか、駐車場の緑地やその他に草花や木を植えることによって町のイメージアップを図り、流動人口の増加を望めないかという質問でございますが。

このことに関してはですね、自分の個人的な思いかもしれませんがですけど、何かこう町内のそれぞれの所を見てみますと、地区の方はいろいろ頑張っ、清掃活動やら施設の充実図ったりっていうようなことを行っておるわけですが、どうも町としての取り組みがいまいち不十分でないかというふうな思いがありますので、町の方の見解をお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の1番、町内各所にある荒廃した土地等の有効利用による活性化についてのご質問の、荒廃した施設や土地を利用し再開発することで集客力アップへつなげることが大切と考えるの1番、ビオスおおがた南、県有地（競走馬や牛の飼育をしている所）の直有効利用と、大方球場へ続く道沿い、および佐賀地区のかしま荘にある公園、駐車場の緑地やその他の草花や木を植えることによって町のイメージアップを図り流動人口の増加は望めないか、にお答え致します。

荒廃した土地の有効利用による活性化についてのご質問ですけれども、通告書で土佐西南大規模公園に触れられていらっしゃると思いますので、そのことについてお答え致したいと思います。

本件につきましては、高知県幡多土木事務所に、土佐西南大規模公園内の植栽整備に対する問い合わせを致しました。幡多土木事務所からは、公園内の植栽は整備されていると考えており、新たな植栽を行う計画はない。ただ、町などが植栽を行うのであれば、指定管理者である砂浜美術館を交え、県と町で協議の場を持ちたい。なお、馬を飼っていた場所は、県の所有地ではなく官有地であり財務事務所所管の土地である、との返答でございました。

このような返答でございましたが、町においても現在の観光事業はスポーツツーリズムを基軸として取り組んでおり、本議会にもお示ししている予算をお認めいただきましたら、今後、さらに推進を図る計画でございます。

現状のマンパワーと時間等を勘案致しますと、議員ご提案の新たな事業に手を挙げる状況にはございません。つきましては、ご提案の件は時間をかけて検討する宿題とさせていただきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

先ほど、私、お断りするのを少し抜かっておりましたが。

室長の方が今申されたように、県ではなくて国の方の土地、ビオスおおがたの南側にかんしてですが。国の土地であるというふうなことで訂正をいただきましたので、申し訳ありませんが訂正させていただきます。

それで、自分この質問の中で流動人口というふうな言葉で質問させていただいたわけですが、流動人口では

なくて、一般的には交流人口というふうな言い方が正しいかとは思いますが、これはあえて流動人口と申しましたのは、どうしても通り過ぎていく人の人数が多いのではないかと。そのことをいかにして食い止めるかというふうなことが大切と思ひまして、こう流動人口というふうな言葉を使わせていただいたわけですが。

そうですね、今室長の方もありましたけど、マンパワー不足であるとかというふうな人力的な、このことに携わる方の人員不足っていうのは、これは町の方のみでの事業というふうなことでは難しいと思ひます。町の職員さんがあそこ行って、草花を植えて、木を植えてっていうふうなことは当然無理やと思ひますんで。

やはり自分、何につけても思うがですけど、住民の方と一体となっていますか、住民の方のお力を頂いて、その中で町の援助であるとか支援を受けて、町内のそういった整備などをすることが重要であると考えております。

やっぱり、何言いますかね、ええとこながですよ。黒潮町という所は環境も良くて、気候も良くて、人柄も良くて。ええとこであるがですけど、何かこう、町内ずっと見てみますと、何かこうワンポイントがないっていいですか、目に付くものが少ないというふうな思ひもありまして。

それと、昨年的一般質問の中で同僚の方も言っておられましたけど、公園施設がないとか、遊ぶ場がないとか、そういうふうなご質問もあったかと思ひますが。やはり人が集まるっていうことは、何かの魅力があるから集まる、そういうことがあるかと思ひます。そういった意味ではですけど、室長の言うようにマンパワー不足だから無理とかいうので終わらすのじゃなくて、まあ仮に、例えばですけど、老人クラブの方であるとか、子ども会であるとか、小中学校の方。こういった地域の方のお力添えをいただければ、このことは可能だと思ひますですよ。

そういった意味ですと、お配りして資料があると思ひますが。これ、宮崎の新富町っていう所の黒木さんという方が個人的にですけど、やっておられるとこがあります。これは一例としてのご紹介ですが、ここは芝桜を植えてある所ながですよ。皆さん、これ見たらすごいと思ひて、行ってみたいなっていうふうに思ひんじゃないかと思ひますよ。そしたらこういう場がですよ、黒潮町にもできれば、当然、町内の方もそこへ集って、憩いの場として有効に利用を。今まで以上にですよ、有効に利用できるんじゃないかと。また、町外からもですよ、これでしたら集客力ついていますか、交流人口の方を増加が、随分今までと違って望めるんじゃないかと思ひます。

そういった意味におきまして、ただ単に町の方での施策のみでなく、住民の方と一体となった町の発展への尽力いいますか、そのことをぜひお願いしたいと思ひます。

そういった方向でのご検討の方はいかがでございますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

ご質問の中でございました、ボランティア等の活用についてでございますけれども。小規模なこの植栽等であれば十分お願いもできるかと思ひますけれども、議員ご質問のようにこう流動人口の増加を伴うようなと、イメージ的には少し大規模なイメージを私は持っております。そういったことに対して、ボランティアの方をお願いをしてするということにも少しか、抵抗が少しはあるところでございます。

と申しますのも、植えることだけではなくて、その後の維持管理というもの大変、時間も労力も割いていただくこととなりますので、お願いするにしてもかなり慎重に検討は必要でなからうかと思ひてるところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

まあ、室長の言われんとするところはよく分かります。ほんと、こういった施設は維持管理の方がほんと大変な部分はありません。

ただ、先ほどの資料にもありますように、ここはですね、個人の方が一人でやっておられるがですね。といいますのも、この方の奥さまの方が、20 年くらい前に糖尿病の方で患いまして、目の方が見えなくなったと。そういったことで、一人寂しく置くのはふびんだというふうな思いもあったかと思えます。そういったことで、花を植えて、そこへ人がたくさん集まって、その方たちと奥さまが交流、話し合いをするっていうふうなことで元気を取り戻すんじゃないかなというふうな思いで作られたようです。

今おっしゃったようにマンパワーっていうふうな部分では、こういった広い、600 坪ぐらいですから 3,000 平米ですか、ぐらいの所をお一人でやっておられるっていうふうなことが現状でございます。

それで、もう 1 枚ありますか、資料の中にもう 1 枚あると思うのですが。これが、上の 2 枚がビオスおおがた付近の風景でございますが。左側が馬とか牛を飼っておられたとこでして、それと右側が大方球場へ向かう道沿いの、ほんと荒れた所になってます。ちょうど中段の分が、かしま荘南の公園と駐車場の分です。それで、住民の方の中には、山へ桜を植えていただきたいっていうふうなご意見もありましたんで、下段の仲分川の所の写真も写させてもらってますが。この 2 枚を比較していただいでですね、皆さんがどんなふうに見え止められるか。どっちへ行きたいかみたいな思いがあるがです。こういう状態で、現状のまま、果たして人が来やすい、来たいって思うでしょうか。私は、そこは思わんと思えます。

やはりですね、先ほども出ましたけど、その後々の維持管理。そういったことも出てきます。しかしながらですね、そんなことを言っておれば何にもできないがです。何につけてもですね、後が大変だからっていうふうなことを言ったら、何にもできないと思えます。まして、この人口減っているふうな現状がある中で、やはりですね、人がたくさん集まれる施策。そういったことを大事じゃないでしょうか。それがないと、ますます衰退していくと思えます。

この現状の写真見たら、皆さん思うと思うがですけどね、自分は。これではいかんと。これは何とかせないかんというふうな、強く思えます。

室長、もう一度どうですか。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは浅野議員の再質問にお答え致します。

確かにこの資料にあるように、この両方の写真を見比べると、花のある方が美しいということは一目瞭然なんでございますけれども、先ほど答弁でもお答えしましたように、県の方にも質問も致しまして一定返答もいただいておりますので、新たな植栽ということではできないという返答でございます。

そして、ただ、公園内でもございますので、見た目というのは大変大事なことでございますので、適切な管理をしてほしいということは、また申し添えて要望しておきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

県の方も、県独自ではなかなかこのことはやってくれんとは思いますが。やはり地元での黒潮町、町としてやるのが本来の姿であると思いますんで、やはり町として、このことをぜひやっていただきたいと思います。

これについて町長、どんなに思われますか。この2つの写真をご覧なって。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

室長も申しあげましたように、見比べると一目瞭然でございまして、こう在ることが望ましいというのは言うまでもないかと思いますが、労力と財政的な資源の配分をどうするかというのが予算ということになっておりまして、その中でも包括的に協議をさせていただく必要があるのかなと思います。

今回ご質問いただいた、この未活用の遊休地といいますか。ご質問の中でいただいた、その流動人口に結び付くかどうかというのはちょっと分かりませんが、例えば、これから人口が減って行ってまいりまして、総体的にその手が入らなくなる土地が増加されることが想定されます。

今、大きな問題として自分たちとらえていますのは、例えば老朽化住宅であったり、こういった土地のことも、その老朽化住宅と比して協議をすべき案件だと思っております。どなたがどういったスキームで管理をしていくのか。こういったことは、全体の考え方の整理が必要な時期が来ようかと思っております。なかなか直ちにという答弁がしづらいところがございますけれども、そういった全体的な検討については進める必要があると認識しております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

検討課題というふうな言葉がありましたんで、ぜひお願いしたいと思いますけど。

人口減というふうな今お話もありましたけど、やはりこういった荒廃のままに置くこと。これ、ますます町民の意識の低下といいますか、黒潮町こんなにいいとこなのにこのままかというふうな思いもあると思いますんで、意識の低下にもつながりかねないところもあります。

それとですね、この写真見たら皆さん思うと思うがですけど、やはりもう少しきれいにすれば皆喜ぶと思いますし、きれいにすれば、極端な言い方ですけど犯罪とかそういったものをですね、激減する部分もあると思います。もう随分前ですけど、ニューヨークの地下鉄ですか。あそこがものすごい落書きだらけで、何ともならん犯罪の巣になっていった。そういった所をきれいにして、そうしたことで犯罪がすごく激変したそうです。そういったことも人間の意識いいますか、の部分で、やはりきれいなどこでは悪いことできんというふうな、そういった意識も持たれると思います。

ですからですね、やはりこういった所はそのままにするっていうふうなこと、町の、言葉は悪いですけど町の恥みたいな思いでおるがですよ。やはりその手を掛ける所には手を掛けて、ほかからもうらやましがるような町にぜひなっていただきたいと思いますんで。

それと、先ほど言った、後の管理面であるとか予算の面であるとか、まあいろいろ問題はあろうかと思いません。あろうかと思いますが、そのへんを一つ一つクリアして、ぜひこのことはね、成し遂げていただきたい。そのように思いますんで、期待しておりますんで、ぜひよろしくをお願いします。

じゃあ、1番目の質問は終わりました、次、2番目に移りたいと思います。

2番目に、子育て支援のための保育所運営についてでございます。

保育士の待遇や保育所の運営について、国としても問題視をしている。少子化対策や人口減といった全国的な課題への対応、対策について、町の見解を問うてございますが。

カッコ1番としまして、保育士の給料は、労働の対価として低過ぎるのではないかと、というところでございます。

保育士の給与についてはですね、ほんと国の方も、今も申しあげましたように検討に入ったところでございます。国の場合は、私立の保育所であるとか、認定こども園のことが主だとは思いますが、何と言いますかね、それでもやっと、まあほんとにやっと、介護とか保育現場の厳しさに気付いたんじゃないかなと思うがですよ。ただ、遅いって思うのがすごいです。というのも、きついんですよ。保育士さんは、我々が思う以上に、この保育っていうものが。しかも、その保育士さんがきつい仕事であればですね、子どもたちの影響へもこれ、大きいですよ。先の議会での町長からの、保育士はプロであり、現状でお願いしたい。プロだから、今のままでやっていただきたいというふうな発言があったのですが。確かに、保育士さんは間違いなくプロなですよ。専門知識を持たれて、保育に当たっていただいていますんで、プロはプロなですよ。しかし、プロでしたらですね、また、プロである以上はプロなりの対価を受けなきゃと思うがです。その上に、今の現在のようなその厳しい保育体制であればですね、その報酬を支給することが当然やと思うがですよ。

というのが、その場面場面でほんと厳しいところがありますんで、その労苦に応えたらですね、保育士さんもやっぱり自信と誇りっていうものを持ってですね、納得して働いていただけることができると思うがです。そうすることで、また子どもたちもですね、明るくて伸び伸びと育ってくれるんじゃないかと思えます。

ほんとにこのことで、私も9月、12月と引き続いてやらしていただきようがですが、早くせんと間に合わんという。間に合わんと言ったらちょっと語弊あるかもしれんですけど、早くしないと、どんどんその満たされない子どもが増えていく。そういうふうな思いでもういっぱいです。

そういったことの思いがありますんで、執行部の方の見解をお伺いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは浅野議員の、保育士の給与は労働の対価として低過ぎるのではないかとというご質問に、私の方から答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、民間保育所における保育士の待遇改善や、保育所の運営が大きな課題となっています。全国的には、少子高齢化問題や待機児童問題が深刻化を増す今、保育士の処遇改善に向けた取り組みも見られます。

厚生労働省は、平成27年4月から始まっている子ども・子育て支援制度において、平成29年度までに約40万人分の受け皿を確保するために、民間保育所で働く保育士の給与を改善するということを発表しております。

議員ご指摘のとおり、厚生労働省の賃金構造基本統計によりますと、保育士と介護施設の介助員の平均月収は、ほかの全職種の平均を下回っております。この原因は、保育所の制度に関係してくるというふうに思っております。

民間の認可保育所の場合、基本的に公的な資金、これは、いわゆる公定価格としての保育料を含むわけでございますけれども。これによって運営をされ、運営費の中から保育士の給料も支払われております。

こういった仕組みは、福祉施設なども同様であるというふうに考えております。統計的なデータや、国のこ

うした動きなどから考えますと、全国的に見てみますと、民間保育所については決して高くはないと言えるのではないかというふうに考えているところです。

それから、保育士の労働の対価としてということでございますけれども、いわゆる保育士にしても、あるいは一般行政職にしても、あるいは教職員にしてもですね、いろんな考え方があると思います。それぞれの職務にはそれぞれの厳しさは当然あるわけで、保育士だけが特別大変であるというふうにはなかなかならないのではないかというふうに思っているところです。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

教育長の方からも今、保育士だけが大変なのではない。ほかにも大変というふうなことでございましたが。

このたびの3月の町長の施政方針の中にですね、本町におきましても策定委員会や策定部会を立ち上げ、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本年1月に策定したところで、その中の柱の一つを子育て支援としており、国と歩調を合わせて取り組みを進めることとしています、というふうなことでいただいちゃうんですが。そういった意味におきましてもですね、やはり国もそういったことで動いておりますことを町がやっぱり率先してやるべきやと思います。地方創生っていうのは、やっぱり地方で、地方におる方が頑張ってくださいということが本来の目的であり、地方がなくてはならないというふうなことを国の方も言うておりますんで、ぜひですね、その黒潮町独自のいいですか、黒潮町はこんなに素晴らしいんだ、子どもたちを育てるのにこんなに力を入れてるんだっていうところを見せるべきやと思います。

先ほども人口減の問題が出てましたけど、やはり人口減という、その何で減になるのか。やっぱり、そこへ住めないっていう部分も確かにあると思います。働く場がないであるとか、そういった本質的なことはあるんですが。やっぱり、ここに住んだらこんなに大事にしてくれるっていうふうなことを持って、もっと保護者の方であり地域の方が子どもに対する意識を強く持って、そのまた子どもがそういう思いを受けて、やはり黒潮町はいい所、帰ってきたいと思えるところ。そういう場面を、自分らがつくっていかんといかんと思うがですよ。

給与の面ではあまり低くないというふうな感覚で受け止めかと思えますけど、給与がそこそこというか、まあレベルに達してるというふうなことで受け止めておられるがでしたらね、逆にその人を増やしたらどうかと思うがですけど。以前にも、このことも質問させてもろうたがですけどね。報酬が十分やと言うんなら、今の現状を見たときに人を増やすしかないっていうふうな思いでいっぱいながですよ。保育士さんも子どもたちもほんとに、何言いますかね、大変ながですよ。まあ、次の質問にもありますけん、そこにもまたお答えいただきたいがですけど。

やっぱりですね、小中学校の勉強、義務教育の充実っていうのは大事なんですけど、またこれ引用させてもらいますけど。町長の施政方針の中で、学校教育の充実、小学校、中学校の義務教育期間は、人間形成の重要な時期に当たり、適切な教育環境の整備は行政の責務ですとっておられます。

この人間形成っていうのはですね、小学校、中学校ではもう、今の子言ったらすいません、語弊がありますんで。今の子どもさんたちは、人間形成っていう部分ではもう、小学校、中学校になったらもう、さもすれば自分たち大人よりも、こういった情報の多い世界になっておりますんで、自分たちよりもほんと情報を多く持って、小学校、中学校の方の子どもさんの方が自分らよりももっとこう進んだいうか、しっかりした考えをもう持っておられる方がほとんどながです。ほとんどやと私は思ってます。この人格形成の重要な時期っていうのは、保育所にいるとき、これときが一番大事やと思うがですよ。このときを逃したらたら、逆にですね、小

学校、中学校で大変なことになると思うがですよ。今、小1プロブレムとか、中1ギャップとかありますけど、このことも前回にも言ったと思いますが。やはりですね、保育のときの人格形成をするための施策を行政がしないと、後々かえって大変なことなるし、いわば予算の問題でも、要らんお仕事が増えてくると思うがですよ。この時期ほど、言葉にもあります、三つ子の魂百までという言葉はもう皆さんもご存じやと思いますけど、やはりですね、この時期を逃したら後々、その子その子、一人一人の子どもたちがずうっと、そのことを引きずっていく部分があると思うがですよ。

そういった意味ではですね、やはり保育、保育所内のそういった充実をぜひ図っていただきたい。そういう思いでこの質問をさせていただいたのですが。

教育長、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは答弁をさせていただきます。

保育所の現状の厳しさ、そういったご指摘から、これ、12月議会にもご質問いただいた受け持ち定数のことにも関連してくると思います。

12月議会の中でも答弁をさせていただきましたけれども、決して保育所の現状ですね、現状は一定理解をしております。ほんとに大変な中で子どもさんを預かって、日々保育をしていただいております。

その中に、年齢によって受け持ち定数というものがございます。本町においてもですね、その国の基準にほぼ従いながらですね、日々保育士さんが子どもたちと向き合っているわけですね。そういった中で、幼児期のこの教育というか保育も大変重要という認識はございます。決して今の現状が十分であるとは思ってはおりませんけれども、当面はこういった形で進めていかざるを得ないというふうには、自分は判断をしているところです。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野さん。

12番（浅野修一君）

まあ、当面は現状のままというふうなお答えでしたんで、非常に残念な思いでいっぱいでございますが。何せ、時を逃したら後悔するいいですか、こともあろうかと思えますんで。

そのへんも含めましてね、これからもこのことにかんしてはぜひご検討の方をよろしくお願ひしたいと思いますんで、お願ひします。

それでは、2番の方に入らせていただきたいと思ひます。

カッコ2と致しまして、12月の一般質問で、現場に少し出向き確認したい、との町長からの答弁であったが、訪問したか。また、執行部の中で保育所を視察したか方はおられるか、についてお伺ひします。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは浅野議員の質問にお答えさせていただきます。

前のご質問をいただいてから、まだ出向くことできておりませんが、新年度早々に出向いて協議の場を設けることと致したいと思ひます。

ただ、単に出向いて出し合い話でということではなくて、事前に教育委員会と協議させていただいた上で、例えば、たびたびご質問いただいております、年齢別保育等のテーマを持って臨みたいと思っております。

それから、少し補足で説明をさせていただきます。ご質問の中で、施政方針、あるいは予算関連の視点からのご質問があつて、なかなか教育長の立場で答えづらいところがあつたのかなと思っております、少しだけ補足をさせていただきますと。

まず、現在の保育行政が明らかに不備があるという認識は、自分たちは持っておりません。まず、そこをご理解いただきたいと思っております。

年に一度、保護者の方と懇談会を設けるんですけれども、非常に高い評価を得ておりまして。これは言うまでもなく、現場の園長先生をはじめ、保育士の皆さんの日々のご尽力のお陰だと思っております。

それからもう一つ、何でもかんでも財政的なことで片付けるつもりはないんですけれども、現在の保育行政が町全体の財政運営の上でどういった位置付けになっているのかを少しだけ補足させていただきますと。

国の交付税算定の考え方からすると、黒潮町の規模でいきますと大体1園体制、いわゆる黒潮町の中央保育所が1園といったことが、国の一つの大きな指針ではないかなと思っております。

ご承知のとおり、保育の効率性だけをもってして保育園の設置をすることはできませんで、地域のご意向、あるいは保護者の皆さんのご意向も踏まえた上で、現在、黒潮町では4園体制で臨んでいるところでございます。4園ということになりますと、どうしても1園体制の保育行政の効率からすると非効率化ということになります。従いまして、この保育行政に対して交付税措置がされる部分以外の継ぎ足し、これを相当額やっているのが現状でございます。

これらもすべて、地域の皆さんの声、あるいは保護者の皆さん、これまでの歴史等々をかながみた上でのその設置を決定しているということですので、ご理解をいただければと思っております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

今、町長の方からの年齢別保育というふうな言葉もありましたんで、そういったことも大事なことかと思えます。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それで、よろしくですが、まあ12月には行ってみようかなというふうなことを言っておられた町長でしたが、残念ですこれは。ほんとに期待しておったがですけど、ほんとに残念ですけど、近いうちに必ず行つていただいて。行つていただくにしてもですね、時間帯もあると思うがですよ。子どもたちが眠つてるときに、静かなときに行つても私の言わんとするところではございませんので、給食の時間であるとか、そういった忙しい時期ですね。その時間帯に、保育士の皆さん、子どもたち、どういう状態でおるかということをよく見ていただいて、その上でまたご検討していただけたらと思えます。

それで、昔はやつた映画にあつたがですけど、事件は会議室で起きてるんじゃない、現場で起きているんだという、ほんとに名ぜりふがありまして、皆さんもご存じかと思えますが。まさにですね、今の保育所にそれが起きているように自分は思つています。先ほども、予算であるとか財政の部分のお話もありましたけど、やはりときには現場主義いいですか、現場の状態を見てついても大事やと思えますんで、その部分はですね、ぜひお願ひしたいと思えますんで。

いつか分かりませんが、近々行つていただけると思うがですけど。現状を把握すれば、行政として対応するお考えはありますか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、それでは再質問に自分の方から答弁させていただきます。不足がありましたら、教育委員会の方でお願いをしたいと思います。

まず、現場にお伺いさせていただいているいろいろお話をお伺いしたいと思います。ただ、現場主義はですね、黒潮町役場では割と貫けている方かなと思っておりまして。私とか教育長、あるいは課長直接でなくても、担当職員が相当の現場とのコミュニケーションを取らせていただいております。従いまして、組織として、そういった所からボトムアップでしっかりと予算と政策が挙がってくると。こういったことがあるべき姿だと思っております。

ただし、定期的にはやっぱりその確認作業が必要だと思っておりますので、ご指摘いただいたように訪問少しさせていただいて、園長先生はじめ協議の場を設定したいと思います。

ただ、実際にお話をさせていただいて、さまざまご意見賜ることになると思っておりますけれども、ご意見を賜りましたのですべてを直ちに実施しますということにはなかなか、この場でそうであるということにはなかなか答弁がしづらい状況でございます。

従いまして、事の軽重と、急ぐものと、少し待てるものと、いろいろさび分けをしながら対応させていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ぜひ現場へ、ほんと現場が一番、見るのが一番やと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の3番目に移りたいと思います。耐震補強についてでございます。

東日本大震災から丸5年が過ぎました。県は、県民の防災意識の低下に危機感を抱いているようで、16年度から第3期に入る県南海トラフ地震対策行動計画において、住宅の耐震化にあらためて焦点を当て、耐震化を強力に推し進める構えでございます。

2月から講師の先生や県の関係者を招き勉強会を開き、建築関係者のスキルアップに努めているが、耐震化は町として避けては通れない重要事項であり、どのような施策を掲げ取り組んでいくのか。また、今後の取り組みについて問うてございます。

2月、先月からですね、2月の9日からこの勉強会、学校いいますか勉強会が始まっちゃうんですが、失礼しました。次のカッコ1の説明が抜かってました。

カッコ1、平成27年12月現在で、耐震化率は39.7パーセントと、まだまだ道半ばである。町内建築業者の中にも危惧（きぐ）する声があり、新工法の創出を望む声がある。地方創生のための補助金の申請をし、梁や構造用合板の部材を使った耐力壁試験、これは強度検査のことですね。耐力壁試験をしてはどうか、との声もある。安価な耐震化部材の創出で耐震化の促進につながりはしないか。町の見解を問う、であります。

この文の中で、梁や構造用合板というのは質問の内容になってはおりますが、これは筋交い間違いでございまして。申し訳ございません、訂正させていただきます。

この件に関してですが、2月9日に勉強会があったわけですが、私もオブザーバーといえますか、課長の方に無理を言いまして出席させていただいたわけですが。

そのときの講師の佐久間講師先生の方から、地方創生の補助金を使った耐震補強についての事例があると。

補助金で耐震補強のその評価をできる事例があるから、黒潮町でもやってみてはどうかというふうなご提案もいただきまして。町にとっては、ほんと有利やと思うかですよ。そういった、何言いますか安価な、しかも強固な部材ができますと、去年の時点で39.7パーセントとかいう低い所で止まっている部分がもっともっと早く進むんじゃないかと思えますんで、そういった所の検討の余地はあると思えますが。

このことについてお伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは、浅野議員の一般質問の耐震補強についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご質問のとおり、今後、安価な耐震補強の部材等が開発されて、それに伴い工事価格が抑えられるようになれば、個人が負担する金額が少なくなり耐震化の促進につながると思います。

木造住宅の耐震対策については、黒潮町住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱に記載されているとおり、認定ソフトによる診断や補強計画を作成する必要があるとございます。その工法等についても、高知県知事がその強度等を認めたものに限り採用できることになっております。

現時点で、黒潮町独自でその新工法等の試験を行うことというのは考えてはございません。が、引き続き高知県と連携をしながら、住宅耐震の推進対策についてさまざまな角度から検討してまいりたいと思います。県と町と、それぞれの役割分担の中で、一層耐震の推進をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

当然、県の方の許可はありますか、あれも要るようになることは当然やと思いますが。やはりですね、今も戸別訪問とかでずっと回っておられるようなんです、そのおかげもあって今の耐震化率にはなっているとありますが。

でも、この前もですね、独居のご老人の方の所にも行って見たがですよ。以前にもお話をお伺いした方がやったがですけど。どうですか、耐震化は進みましたかねっていうふうなことをお伺いしました。そしたら、前と同じようにですね、もうええ年やし、死んでも私一人やけんっていうふうな、前と全く変わらない返答が返ってきました、私もがくぜんとしたことやったがですけど。まだまだその耐震化への関心が浸透してないのは現状で、これをですね、どうしたら早期に100パーセントのその耐震化に結び付けられるんだろう。そういう思いで、今回の質問にもなっしょうわけですが。

その中でですね、この前の講師の佐久間講師の方にお聞きしたんですけど、居宅の一部の耐震化といった、普段からいることの多い場所。寝室とか、居間であったり台所であったり。そうした所だけの耐震化は駄目でしょうかねっていうふうなことをお伺いしましたが、それは有効ですね、それはいいと思いますよ、ぜひやるべきですよ、というふうなことも言われたがですよ。やっぱりそういったことで、家全体をやれば大きな額が要って、皆さん敬遠されて。やっぱ自己資金の部分が出てきますんで、どうしても進ちょく率下ってくると思えますんで、やっぱりそういったことも検討していきながら。

また、この前も新聞に載ってましたけど、県としては段階を置いて70ぐらいまで上げて100を目指すっていうふうなことも言ってましたけど、それはいかなものかなというふうな思いもあります。

やっぱりそういった、これは駄目でもこうやったらできるんじゃないかっていうふうな、その内容をもっと検討して。要は、耐震化率を上げること。それが行政の一番の今の大きな問題やと思いますんで、そういったことが一番大事やと思いますんで。町としてはそういった一部ですな耐震化っていうふうなこと、私もその講師の先生からそういうお言葉をいただいたんで、ああ、それもかまんがやなっていうふうな思いでおったもんで。

その点、ちょっとお聞きします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、議員ご質問の、具体的にありました一部の耐震化の問題でございます。これは、高知県の方でも随分そういう議論が昔からされておまして、国との県の方も随分交渉してくれております。ところがまだ制度的に、県の制度として一部というのは認められておりません。ただ、1階、2階とか階層別にですね、改築することは、制度的に可能でございます。

それで町としても、当然この大きな課題である耐震改修を上げていく作業、いろいろこう知恵を絞って具体的に進む方法を検討はしております、効果的な、その効果の優先順位を決めながら対策してるのが現状でございます。

実は、浅野議員の耐震率少し、こちらが提示した数値の関係でしょうか、39.7パーセントとおっしゃいましたけど、昨年12月の段階で39.9が正確な数字でございますが。

今、当町の方としてですね、取り組みは、まず大事なのがですね、今まで耐震診断、それから設計というふうに、制度を一定住民の方のご負担が要らないように段階的に変えてきました。それで、耐震診断につきましては、平成25年度には27件だったのがですね、平成26年には338件と、12倍以上の伸びを示しております。それから、さらに設計につきましても制度改正によって、平成26年32件だったのが、平成27年に81件というふうに、制度の効果が確実に出てきております。

ただですね、問題に今してるのは、こういうふうに耐震診断と設計、ほとんど個人の負担が要らないとこまで制度来ておりますけれど、それにもかかわらず、診断から設計にいつている方。これは、耐震診断を今までされた方は784件ございます。ところが、設計にいつた方は158件なんですね。従いまして、626件の方が診断はしたけど設計にいつてない。個人負担がほとんど要らない状況の中で。

今、私どもが最も力を入れてやらなければならないと思ってるのはですね、この626件、診断したけど設計が済んでない方に対する個別相談です。より丁寧な相談活動をしていって、まずはこの診断をされてる方については必ず設計までいつてもらおうような、きめ細かい対応がまず大事であろうかと思っております。

それからさらに、これまでの中で、設計158件の中で改修までいつた方が99件なんですね。これは、その間に59件の方が、設計したけど改修にいつてないという数字がございます。これに対しても、やはりこれは改修までいくとやはり費用の問題が出てきますので、これは平成28年度、町長が施政方針の中で申し上げましたとおり、少し制度を、住民の方の補助できる金額を上げていって、そこを対応していくというふうなことを考えております。

ちなみに、耐震の費用がどれくらい掛かっておるかということ具体的に申しますと、平成27年度、47件の改修の費用の平均額は130万ぐらいです。だから、仮に92万5,000円の現在の補助金をですね、110万ぐらいまでいくと、まあ個人負担は平均的に言うと20万ぐらいのところにありますので、随分改修の方も持ち主の方の判断がしやすい状況になってくるんじゃないかと思っておりますので。

まずは、整理しますと、診断をされた方にもう少しきめ細かくして改修設計に進んでもらうと。そして設計を済めば、自分の家がどれぐらいで直るか大体めどが付きますので、そして個人負担と、自分とこの改修と。よく検討する材料がそろいますので、そういうふうな段階を持って耐震改修を進めていきたいと思っております。

それから併せて、先ほど議員がおっしゃいましたように、2月から耐震改修技術学校というのを4回やっております。今、3回終わりましたけれど、県の建築指導課の、県のご指導を受けながらですね、黒潮町、それから四万十市の方も随分おいでますけれど、毎回30人を超す設計関係の方が参加して、熱心に繰り返されておりますけれど。やはり町内の工務店の方含めて、この建築にかかわる方とのコミュニケーションをもう少し図ってですね、建設労組という組織もありますので、そういう所なんかとも勉強会を今後繰り返していってみたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

残り2分です。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

やはりですね、進んでないがですね。まあ、こんな言い方したらほんと悪いがですけど。

やっぱりその自己負担がネックになっていると思います。家っていうのはつきだしたら、あこもこも、あこもこも。思ったよりも随分額が上がって、その部分、家主の皆さん敬遠された部分があると思います。ぜひですね、そういった部分も含めて、先ほど課長の方から言われたように内容の濃いその会話いいですか。その中で、できるだけ早期にできるような方策であったり、そういったことをどんどん提案していただいて、その中で。

（議長から「終わりました」との発言あり）

すいません、延長願います。

（議長から「はい」との発言あり）

その中で、早期につながるような方策を取っていただきたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうですね、やっぱり町民の方がですね、まだまだあきらめの気持ちを持っておられる方がたくさんおると思います。そういった方々、各地区におられますので、これは情報防災課の方の担当ではありますが、やっぱり執行部の方含め職員の方々も各地区におられるわけですから、そういった方々からの声掛けというふうなことも重要になってくると思います。やっぱ、コミュニケーションが何かにつけ一番大事やと思いますので。そういった町の職員全体ですね、ところをぜひ人ごとにならず、情報防災だけにおんぶにだっこというふうなことやなくて、そういった町役場内の全体の働き掛けでぜひですね、早期の耐震化に向けた、ほんと一人でも犠牲者は出したくないので。

その点お願ひしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、午後1時20分まで休憩します。

休 憩 11時 48分

再開 13時 20分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

6番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

一般質問に先立ちまして、若干述べさせていただきますが。

先週の金曜日、3月11日の午後、東日本大震災で亡くなられた方々に対しまして、この議場で皆さんと一緒に黙とうを致しました。

私は昨年12月の定例会におきまして、この1問目の質問、同じ内容で地震津波関連の質問を致しました。その折、私の準備不足のせいだと思いますが、最後には質問時間を追加していただいたということになりましたけれども、結果としまして、いただきました答弁に納得がいきにくいところがありましたのと、その折にですね、新たに疑問が生じたので今回の質問となりました。

また、期せずしてですね、質問の題材の伊予灘沖地震の起きた日が2年前の3月14日だったということも、単に365分の1という確率になるかどうかは分かりませんが、その驚きもあります。まあそれらが相まってこの日があるというふうに感じますと、何かを感じているところがございます。ぜひ、この一般質問が意義のある一般質問となりますよう頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

加えまして、1点確認と申しますか申し上げたいことがございますが。

今、当町では、南海トラフ巨大地震津波対策をより進めるため、地区住民を巻き込んだ取り組みにしなければと、全国に先駆けての地区防災計画の作成に取り組んでおります。これらの、これからも途絶えることのない、その巨大地震と大津波への防災対策への取り組みを着実に前進させるためには、行政と地区住民が力を出し合わなくてはなりません。その力を出し合える状況をつくるため、情報の共有やお互いの思い違いを少なくすることに役立つことができればとの思いからの質問だということを、まず理解していただきたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、1問目にまいります。

震災対策として、一昨年、3月14日午前2時過ぎに、伊予灘を震源としたマグニチュード6.2の地震があり、当町では震度4ほどの揺れが10秒ほどありました。その折、津波浸水予想地域において、避難されなかった、逃げなかった方が多かったように見受けられた。

この避難されなかった方に理由を尋ねると、この程度の地震では津波は来ないと判断をされたとのことであつた。この状況についてということ。

まずカッコ1、住民の、津波が来る来ないの判断は、これまで町が行ってきたさまざまな取り組みの中で得た、地震津波の情報によるものと考えます。

先の12月定例会の一般質問の答弁で、情報がない中、あの揺れを経験した場合、間違いなく津波避難行動を取るべきだとのことでしたが、その判断は何から導かれるものなのか。また、それら判断要因の情報は住民に流しているか、という問い掛けでございます。

当黒潮町の地震津波対策は、南海トラフを震源とする南海トラフ巨大地震、およびこの地震により発生する大津波を意識したもので、その対策は長年にわたって取り組まれ、その内容は行政がリードし、主導しですね、地区や地区住民が動く、という形を取ってきました。そういった中、地震津波の数値的な情報についてはさまざまな研究等により新たになるものもありましたが、平成23年3月の東日本大震災と、それによる大津波を受け、国、県、町を挙げて、この南海トラフ巨大地震対策に取り組んだことによりまして、大きく変わったもの

もあります。

このことはですね、資料として2枚今日お配りさせていただいておりますが、まず1枚目、表の中に、防災クイズ(子ども編)としまして、これは町が毎年行っていたいております、9月、今現在は8月の末になっておりますが、町主催の防災訓練の際に、避難場所。朝8時からですかね。よういどんで逃げまして、避難場所に上がって、そこで、じゃあ人数数えて終わりということではなくってですね、まあみんなが集まっていたというおこと。

ちょっと資料の説明が抜けましたが、これは早咲部落のものでございますが、その避難場所へ集まった折に、皆さんに、よりそのときの地震に対する、津波に対する情報を少しでも流していけたらいいなという思いからの、地区の役員の方が作ってですね、こういうことにも取り組んでいるという紹介です。

これは22年の9月5日の分と、25年の9月1日の分ですが。ちょっとこの2枚出した意味はですね、先ほど触れました23年3月の東日本大震災を受けてから考えが変わったというところが、この中を読んでいただければ分かると思います。22年当時の地震津波への情報というのは若干、現在とは違うものがうかがえます。小さなことまではいいのですが。

私がこの資料を出したということはどうですか、中の情報が違う。この中の情報が違うということによりまして、今、例えば庁舎問題にしましても、この22年9月当時といいますか22年当時はどうですか、多分、この現在の位置より東側に建てるという計画だったと思います。それが、現状、高台でなくてはいけないということでスケン谷の方へ移転することに決まりまして、用地造成工事が今行われているところでございますが。そういったいろんな動きがですね、このデータというものに基づいていろいろ変わってきているというふうに私は取っております。

で、一方、その津波避難の、住民の津波から逃れるということにつきまして言いますと、当黒潮町としましても、その避難行動を誘発するという目的の下にですね、さまざまな講演会や勉強会、それで、昨年行われたシンポジウムもそうですが、また、それまでには戸別の避難カルテ。で、先ほど申しましたように、新たに全国初となる地区防災計画の策定にも取り組んでおります。

ハード面で言いますと、先ほどの庁舎にしましても新たな想定、シミュレーションによるデータを基にやりました。避難タワーの設置場所やその高さなども、それらのデータに基づいて行われてきました。

一方、私も含めてですが、まあ、私も今こうして議員としてここへ立たさせていただいているわけですが、地区の方でも地区の役員の端くれとして、地区の住民の皆さまにさまざまな情報を伝えるお手伝いをする立場をいただいておりますが。そういった意味で、町民の行政に携わっておられる方も、立場は若干と異なりますが、共に住民への丁寧な説明をしなければならない立場においでという。

そういうふうと同じような、私と、例えば町長なりが同じような立場にいるのにもかかわらず、その逃げなかったということについての判断がだいぶ違うということというふうに私は受け取りましたので、再質問となりました。

まず、1問目にお答え願います。

議長(矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長(松本敏郎君)

それでは宮川議員の震災対策について、まず1点目のご質問、伊予灘地震における津波避難行動の判断等につくご質問だったと思いますけれど、まずは通告書に基づいて、私の方からお答えをしていきたいと思っております。

今日、3月14日でございますけれど、ちょうど2年前の平成26年3月14日、午前2時7分でございます。午前2時7分に発生した伊予灘地震の場合でございます。

気象庁の緊急地震速報は、地震検知から3.2秒後に第1報を発信しております。そして、高知県の西部にその予報が届いたのは5.5秒後でございます。そして、地震が検知してから7.7秒後に震度5弱が予測される警報が発表され、町内の緊急告知放送が一斉に鳴っております。これが、当時の時系列になりますけれど。

そして、黒潮町付近に強い揺れが到達したのが、警報発表からおおむね15秒後。これは、地震検知してからになると22.7秒後になります。

そして、地震発生から4分後に、NHKを通じて津波の心配はないとの情報が提供されております。

伊予灘地震の場合、このような流れの中で、住民の皆さまはさまざまな避難行動を取られました。

この地震の例では、地震の情報が正確に伝えられております。気象庁の緊急地震速報システムが正確に地震をとらえ、それを町の告知放送端末が正確に伝えて、NHKも素早く正確な情報を流すことに成功しております。

黒潮町としても、告知端末放送が正確に作動していることで、現在のシステムが正常に作動していることをまずは確認できました。

しかしながら、近い将来に必ず発生するといわれている南海トラフ地震への備える、黒潮町の基本的な考え方は、情報が正確に伝わらない場合、あるいは情報を得ることができなかった場合も含めて、あきらめない、揺れたら逃げる、より早く、より安全な所へということで、ここ4年間啓発活動を繰り返してまいりました。

この言葉の中で、揺れたら逃げるとい言葉でございますけれど。これは言い換えれば、町からの避難指示を待ってから逃げては駄目。揺れたらそれが即避難のサインというふうな意味がございまして、より慎重で素早い避難行動を勧告しているものでございます。

今回の伊予灘地震の場合は、真夜中に黒潮町で震度4の揺れを感じたわけですから、もし正確な情報が得られてない中であれば、当然、津波避難行動を取るべきですので、12月議会の方では、町長からその旨の回答を致しております。

それから、遠地地震における津波の場合は、全く揺れを感じなくても津波が発生します。ただし、その場合は時間の余裕がありますので、正確な情報を得てから避難行動を取っていただきたいと思います。

今日、宮川議員から頂いた資料、一つが平成22年9月5日、一つが平成25年9月1日の、早咲地区で学習会をしておられる資料でございます。熱心にやられている資料でございますけれど。言うまでもなく、平成22年の資料というのは旧想定ですね。あの東日本大震災があった後の、中央防災会議が出す前のデータに基づいた資料になっております。それから、平成25年9月1日の分は、平成24年に中央防災会議の方で新想定を出した資料となっておりますので、その2つの資料の差は当然あるかと思えます。

町の方もですね、平成24年、内閣府中央防災会議から新想定いただいた後に、新しいデータの基に全町的な説明会はやってまいりました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私の質問は、あの伊予灘で津波が来るという判断に結びつく情報は住民に流しているかというふうに問うてるつもりなのですが、その部分の答えがなかったようにも思うのですが。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

通告書でご指示といいますか通告いただいています、そのどういう理由で判断をするという、どこから導き出されるかということです。

簡潔に申しますと、津波が来ないという確定がない状況では、確定がない状況以外はすべて避難行動すると。こういうことです。

少しケースを適用して説明させていただいた方が分かりやすいかと思えますけれども。津波が来ないという情報伝達、最も早くその情報を仕入れる、発せられたのは4分後。なので、この4分間の行動がどうあるべきなのか。ここが一番の重要なところでございます。

避難行動を取ろうとして、例えば、寒い日の夜中でした。例えば厚着をしたりですね、そういった作業をやっている最中に、例えばテレビから津波が来ないと。確定の情報が出された上で避難行動を取らなかったと。これは是としてよろしいかと思えます。しかしながら、その確定情報が得られるまで。つまり、間違いなく津波は来ないという状況以外は、揺れがあった際にはお逃げいただく。これが、黒潮町に住むということのお作法。これが、自分たちが4年間啓発活動で最も重要視してやってきたところです。

類似例として、海溝型地震とそうでない場合と少し相違があるので、一概に同列で比べるわけにはいきませんが。例えば、96年だったか93年、すいません、ちょっと忘れましたが（93年）。北海道の南西沖地震を思い出していただきたいと思えます。奥尻への津波の到達は2分でございます。このときは震源地が15キロと非常に近いことから、一概に土佐湾のことにはなりませんけれども、例えば伊予灘で震源地として起こった場合に、この沿岸域の近郊で海底地滑りが起きないという科学的知見を私たちは有してございません。

従いまして、安全が確保されたという情報確定までの間の時間というのは、すべて避難行動に直結していかないといけない。これが、黒潮町、私たちが進める防災の基本的な考え方でございます。しかるに、この場で逃げなかった方が、やっぱり来なかったんじゃないか。これが一番怖いわけですね。逃げていただいて、来なくて、安心してお帰りいただく。これが、私たちが進める防災の基本的な考え方でございます。

従いまして、今回の伊予灘地震、避難行動を取る途中に、例えば携帯等々で情報が仕入れることができ、来ないという情報が確定されて、そのままうちに帰られた。よって、避難場所での安否確認の際にカウントされずに、避難行動を取らないカテゴリーに属している。こういった方は是としてよろしいかと思えます。しかしながらそうでない場合、繰り返しになりますが非常に大事なところですので。情報確定するまでは、絶対に避難行動を取っていただきたい。取っていただきたいというか、取っていただくべきでございます。これが基本的な考え方でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今の町長の答弁を聞いて、もう前回と丸っきり同じ印象です。同じことを前回にも聞きました。

私が問うてるのはそんなこと、まあそれは、考えは町の考えはそう。だけど、住民にそのことが情報として流しているかということを私は問うたわけで。

もう一度お答えください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

伊予灘地震のときに、住民にどういう情報が伝えられたかということでございますか。

(宮川議員から「違う違う。違います」との発言あり)

議長 (矢野昭三君)

暫時休憩します。

休 憩 13時 45分

再 開 13時 45分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

町がこれまで住民に対してどういうふうな啓発をしてきたかということで申しますと、先ほど答弁の中でも少し触れましたけれど、町の基本的な考え方の中で、避難勧告とかでなくて、揺れたら逃げる、より早く、より安全などこへというふうなのを、基本的な考え方の町民全体の合言葉としていくというふうに、基本的な考え方の中で住民説明を繰り返してきました。だから、こういう場合は逃げなくてもいい、こういう場合は逃げなければならない、というふうな説明はですね、してないと思います。

それともう一つ、ちょっと付け加えて。当時、伊予灘のことじゃないということですけど、告知放送がどういうふうに流しておるかということを少し紹介させていただきますね。

まず、緊急地震速報で、町の告知放送で流れた言葉でございますけれど、揺れる前です。

緊急地震速報です。強い揺れに警戒してください、というのがまず流れました。

そして、その後に第2報としてですね流れたのが、地震速報です。ただ今の地震により、高知県西部で震度5が観測されました。津波の心配があります。海岸や河口から離れてください。建物から外に出るときは落下物等に注意してください。また、落ちていて火の元を確認してください。こういう言葉が流れてます。

このときに、ケースによってですね、この言葉を変えることはしてないです。伊予灘だから津波が来ないとか、そういうことは言うてなくて、基本的には町の南海トラフ地震に対する基本的な考えのとおりでございます。揺れたら逃げると。まあ、その途中でNHKとか正確な情報を得た場合はですね、その避難行動の中止はあろうかと思えます。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6番 (宮川徳光君)

私も先ほど言いましたように、地区の住民にそういった、より正確な情報をお伝えしなければならないという立場もいただいておりますということは申し上げましたけども、何言いますか、今までの取り組みが南海トラフを震源とする巨大地震というような。実際、それで各集会にしても、今年のシンポジウムは若干そこから外れたような内容もあったように見えますけども。これまでの取り組みがですね、その南海トラフを震源とする大地震オンリーというか、それだけのためみたいな感じで私も取っております。それ以外の、例えば地震で津波が来るということは、いろんな外国なり東日本のときも、あんまり大きくないですけど津波が来ました。そういうときは何も、情報が伝わるから別に、さほど心配しなくても、大きな津波が来るとかいうて事前に流してくれるんで、構いませんよね。

そやけど、ちょっと話が混乱したかもしれんですけど。今まで、私の印象としたらそれ以外の、南海トラフを震源とする地震以外で、この黒潮町に大きな津波が、避難しなくてはならないような大きな津波がというような、ある程度条件というか情報として流してもらったとは思ってないし、まあ、私もそういうふうに地区の

住民に流した覚えがないんで、その震度5があったと言いますけど、それが10秒程度揺れたんではというふうなところに落ち着く。落ち着いても、それはそれで、ああ、その津波対策にそれなりに勉強しようんじゃないかなというふうには私は判断するけど、町の方は、そうじゃないそうじゃない。それは間違いじゃ、いうふうに言われるけど。そこが何か、情報を流す方の立場の人が言う言葉としてはちょっと何か不適切というか、何か足りないようないうふうに印象を受けるんで、こういう質問をしようがですが。

再度お答え願います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

次の質問の答えにも少しダブるかもしれませんが、過去の歴史の地震ですね、東日本であつたら明治、三陸。それから、こちらも関係している南海トラフであれば慶長。というふうな地震の記録を見ると、あまり体を感じなかったというふうな記録もあるけれど、大きな津波で大きな犠牲が出たというのが歴史的に記録されております。

従つては、人間が感じる感じないからといってですね、人間の感覚だけではやはり、そこで判断をしてしまうのは危険ではないかと思うんですね。

あの伊予灘のときも、私は寝てるときに緊急地震速報で起きて、いったん庭に出て、そして、すぐ車で役所へ駆けて、15分後には役所の机に座っておったわけですけど。家では、そのことはもう伊予灘と分かりませんでして南海トラフだと思って、車で来ました。そして、車の途中のラジオで確認しましたけれど。取りあえずそのときに、これは南海トラフであるとかないとかという判断、なかなか正確にできない場合もあります。

やはり、最も危ない状況を想定した中で、正確な情報、つまりNHKとかそういうふうな正確な情報を得るまでは、やっぱり危機感を持った対応をしていくように住民の方に啓発するのがいいんじゃないかというふうに思っておりますし、町の方もそのように心掛けております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

最後の方に言われたその啓発とかいうのは、そのとおりですよ。

だから、私が問うてるのはですね、その震度4かまあ5があつて、それが10秒ほど揺れても、逃げないかんという意識にさせる情報をですよ、前回12月に私、同じ質問したときに、まあ海溝型とかスロースリップとかいろんな。まあ、海溝型は一般的ですけど、スロースリップとかいうような形になると、私は初めてでした。そういった、事前にいろんなことがあるので、とにかく、とにかく言うたらいかんけん、逃げるに納得できる言うたらおかしいけど、情報がなかったので逃げなかったと、私は思うちようがですよ。やから、その情報を与えとるかどうかということ聞きようがで、それ以外のことはちょっと答えんでください。

どうぞ、もう一度。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

情報は、告知端末を通じて伝わってます。これが情報です。

今後もですね、一番先に伝わるのは告知端末です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

12月からやりようけど、何でもこう通じんがかな思うちようがですけど。

長年にわたって、3.11以前から、私も小さいときからここは津波が来て何とかいうことで育ってきましたんで、ある程度の情報は入っていますよ。ほいでそういった積み重ねの中に、さっき言った震度4ぐらいで、10秒ですよ。10秒揺れたら逃げないかんという情報いいますかね、ひとつのその要因的なものが入っていないので逃げなかったわけですよ。それから、逃げなかったということをそれは違ういうて指摘するんやったら、ちゃんとその逃げるような情報を住民に流しとるかいうこと。

告知端末でいうたら、告知端末は大きな地震が来たら使えんですよ、あんなもん。あんなもん言うたら失礼、すいません。そうじゃなくって、長年にわたっているんな意識を高めていかないかんという作業をこれからもずっと続けていかないかんですよ。それはもう絶対間違いないことなんで。それで、それにいろんな、私、冒頭お断りしたと思うんですけど、その中にはその住民の思い違いがあったり、情報が共有されてなかったりすることはいかなので、あえて再度質問しますということなんで。分かりますかね。

じゃあ、質問に答えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

余分なことを答えないということでございますので。

言ってるのは、町が住民に対して、基本的な考え方としてはっきり言葉として伝えてるのは、あきらめない、揺れたら逃げるですね。短いとか長いとか関係ない。揺れたら逃げる、より早く、より安全なところへ。これが、私は情報防災課の担当して住民にお伝えしたことでございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

揺れたら逃げる。まあ例えば津波はですね、大きな津波が来るにはすごい巨大なエネルギーが要ると思うがですよ。地盤を動かして、大きな力で、それも、かなりの距離にわたって動かしていく大きな力があって、大きな津波ができるわけで。

何言いますかね、その揺れたら逃げるとかいうて言うて、実際、大丈夫やろういうて判断。今までのその長い、いろんな取り組みの中での結果がですよ、津波は来ないという判断に住民がしちょうというところを問題にしちょうわけで。別に、町だけを責めるいうたら変なんですけど、それを住民が間違うちょういうのもちよっと、住民サイドからしたらつらいところがあるような気がするがですけど、いう話ながですが。

もう一度、答弁願います。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご趣旨は、逃げないという判断をされた方がおられて、その行動がまずいというのであれば、それまでの行政側からのその啓発活動の情報伝達がどうだったのかと。こういったことに尽きると思ってます。

で、町として、自分たちはそういう趣旨で。失礼します。もうちよっときちんと言いますと、その瞬時に、

いろんな知識とかで、知見とかで判断するような避難行動を自分たちは啓発していなくて、揺れたら逃げるです。とにかく。これの重要性は先ほど申し上げたとおりで、自分たちもその旨で地域へ説明をしてきたと思っています。

ただしその、自分たちの情報量不足でということになりますと、また少しお伝えの仕方もですね、いろいろ再検討もせないかんとおもうところも出てくるのかなと思いますが。

せっかくこういうご質問をいただいているので、この場をお借りしてですね、とにかく自分たちが目指す、その揺れたら逃げるというこの災害文化といいますか、津波防災の文化。これが形成をずうっと、もう黒潮町が存続する限りずうっと延々と続けていかないかんわけですね。その際に、ぜひその揺れたら逃げるという意識は徹底していただきたい。これは、これまで申し上げてきた理由からよるものです。

で、12月議会のときに、正確な情報を得ずに逃げないという判断をされた方がおられるとすると、非常にそれは危険な判断ですという答弁をさせていただきました。

次に地震のメカニズムのご質問をいただいておりますので、少し重複するかも分かりませんが、津波はですね、海溝型地震だけで起こるわけではないです。ここをご理解いただきたい。それは地区の説明会でも申し上げてまいりました。例えば、南西沖地震もそうですし、あるいは、もっと極論を言うと山体崩壊というものもあります。世界最大の津波を起こしてしまったのは、あの山体崩壊です。これも非常に短時間でやってくるという特性がありまして、それも陸域で起こるわけですから。なので、南海トラフだけが津波を起こすわけではないということもしっかりとご理解をいただいた上で、だからこそ、揺れたら逃げるんですよということを徹底していかねばならないと思います。

繰り返しになりますが、少しこちら側からももう少し情報量とか、あるいはお伝えの仕方が、もしより良いものが模索できれば、少し自分たちも検討させていただきますけれども。とにかく揺れたら逃げるということは徹底していただきたい。これが、自分たちの基本的な考え方でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今の町長の答弁でしたら、まあ、ある程度理解ができるころはあります。

何か、立場的に言ったらですよ、今まで、まあこれからもそうだと思いますけれども、特に今までは行政主導でいろんな情報が、下りてくる言うたらちょっと住民の方に失礼ですけども、住民に流れていってました。今後は、地区防災計画なりで住民も参加して取り組んでいく。他部落もそうでしょうけど、早咲なんかでしたら、目的の一つとして住民の方の防災意識が結果的にでも高まればいいということで、地区防災に取り組むいうことになっております。

そういったことで、何言いますか、やっぱり情報を流す方は自分らがというか、その住民の方が逃げただくために流しようわけだと思うんで、その逃げれるような情報の流し方というか説明の仕方を丁寧にしていただきたい。そういった意味で、今までちょっとそれが間違っったという言うんであれば、住民側からしたら、何も教えてくれぬのに何を言いがぞ、というふうな話になりかねんというふうなところで、こういう質問をしてるわけです。

これからよりそういったことも検討して進んでくれるということでございますので、カッコ2の方へいきます。

想定津波高は最悪値を示しており、それ以上の津波は来ないとの認識でいいのか。また、これもちょっと言い方が厳しいあれです。

それから、また、先の定例会にて、住民が地震のメカニズムまで詳しく知る必要もないと思っている旨の答弁がありました。真意を問うということでございます。

カッコ2の前半の部分は、12月定例会で、錦野団地で34メートルの津波が来るからとのことでより高い所への避難訓練をやられているという話を聞きまして、そんな話をされると近隣の地区は、避難タワーがそれぞれ、20メートル以下の避難タワーを建てているのに、そういう情報が入り乱れると住民は混乱するのじゃないかなということも絡めまして質問しました。

町長の方からは、正しく知るということは非常に難しいことで、例えば錦野の話で言いますと、予想最大浸水が海拔で12メートルとしたとき、そこから15メートルの所にいる方は避難行動を取らなくていいのかという話で、取らなければならない。それはごもつともなこと、まあ一理ですよね。でも、例えば避難タワーに逃げてくれというときにですね、最大浸水深プラス4メートルでプラットいいますか高さを設定していることで、こりゃ、避難タワー大丈夫かという話になってきかねんということ、まあ、この前半の話です。

それから後半はですね、これはちょっと私としてはちょっと、町長の立場としてはこんなことを言うてかまらんろかなというふうにとったがですよ。その、地震のメカニズムまでは皆さんが詳しく知る必要もないと思っておりますし、いうて言う言葉がちょっと引っ掛かったがです。

変な話、黒潮町の地域防災計画というのがありまして、その中にもですね、基本的な考えとして、現代の科学的知見による地震津波のメカニズムをしっかりと理解し、一人の犠牲者も出さないための南海トラフ地震津波対策を完成させることが何よりも大切であり、今を生きる私たちの責任です。それで、後にも続くわけですけども。この私たちというのは、誰のことかなというふうに疑問を持つようなあれだったのですが。

ということで、答弁を求めます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の震災対策についての2番目のご質問、想定した津波高以上の津波は来ないとの認識か。また、地震のメカニズムまで詳しく知る必要もないと思っているのかというご質問にお答えしたいと思います。

まず、地震津波は、これは自然現象の一つでございますから、今回、内閣府中央防災会議が想定した以上のことが、未来永劫（えいごう）、絶対に起こらないとは言い切れないとは思っております。

しかしながら、今回の南海トラフ巨大地震の新想定は、2011年3月に発生した1,000年に一度といわれる東北地方太平洋沖地震を経験して、もはや想定外は許されないという状況の中で、地震津波に対する日本最高の有識者が集まって、現在における最高の知見を持って出したもので、その基本となるバックデータはしっかりしたものであると認識しております。

また、併せて申しますと、この想定はですね、必ずしも次に来る南海トラフ地震の想定でもないということでございます。

それから、津波避難タワー大丈夫かというふうなご心配の質問もありましたけれど、避難というのはできるだけ陸に逃げてもらるのがベストです。二度逃げ、三度逃げができますので。ただ、時間の問題がございまして、タワーのように想定された中で設計して造っていくことでなければ、避難はあきらめてもらうという問題がありますので、町としてはそういう意味でタワーを整備しております。しかも、そのタワーの設計というのは、新想定的设计を大きく安全度を高めておりますので、十分安全な状況になっていると思っております。

それから、地震津波のメカニズムについてでございますけれど、一般的にはですね、震源が海底にあって、長い揺れを伴う地震の場合は、必ず大きな津波を伴うと考えた方がいいと思います。

これは、岩盤の破壊は1秒間に約3キロとされておりまして、1分間続ければ180キロメートル、3分間も続ければ540キロメートルの大規模な地割れが発生していることですので、当然大きな津波を伴うことになるからでございます。このようなことは、津波発生メカニズムの一般知識として知っておくことは大切だと思います。

しかしながら、12月議会で町長が回答しましたとおり、過去の地震の記録を参考にして考えた場合、人間の間隔ではとらえにくいほどの小さな揺れでも大きな津波が発生し、たくさんの犠牲者が出たケースがあります。従いまして、地震に対する避難はより慎重でなければなりません。

そして、何よりも認識をしておく必要があるのは、人間は、いわゆる正常性のバイアスというものがかかって、なかなか逃げようとしなない、あるいは逃げられないということを経験しておくことが必要だと思います。

事が起った時に、地震津波の知識と情報の突き合わせをして、避難しない理由をいろいろ考えるのではなくて、揺れたら逃げる行動を大切に考えているのが、黒潮町の南海トラフ地震に備える基本的な考え方です。

昨年10月の地区防災計画のシンポジウムで、田の口小学校の生徒が、100回逃げて津波が来なくても、101回目も必ず逃げてねと訴えていたのも、東日本の被災地の歴史から子どもたちが学び取った、大変貴重な言葉だと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私の問いは、通告書に、想定津波高は最悪値を示しており、その値以上の津波は来ないとの認識でいいのかというて問うてますが、妙にちょっと、私がへちごとを考えよったがやろうか、回答がなかったような気がするんですが。

それから、住民が地震のメカニズムまで詳しく知る必要がうんぬんというのはですね、私ちょっと問題やというのは、町長がそういうことを言われたので、私はちょっと疑問符を呈しているということですので、そのあたりは町長に答えてください。

それからですね、もう1点。地域防災計画の中に、今を生きる私たちの責任です、の私たちは誰を指すのか。私は住民だと思ってるのですが、ということ。

その3点、質問します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

順次、再質問にお答えさせていただきます。

まず、最悪値。これはできるだけ正確にお伝えしたいと思いますが、問題が2つありましてね、1つは、2011年のあの発表された段階ですね。もしくは、その前段の検討されてる段階。その段階での最高の科学的知見をもってしたということですのでございまして、その知見が将来にわたって進歩、進化がないのかということ、そうではないということ。これがまず第1点でございます。

それからもう1点は、あくまでも人為的なデータ入力が行われているということですのでございます。つまり、南海トラフにコンピューター上で力を加えて、それで起こした津波を土佐湾で反射させた結果、黒潮町の海岸線である一部分で、当時で言いますと34.4メートル、補正後は34メートルの津波が観測される恐れがあると。こういったことですのでございます。これは人為的ということ。

これらを踏まえて正確にお伝えしようとする、最高の科学的知見をもって最悪を想定したのであるけれども、これ以上の、その最悪よりも大きいやつですね。もっと大きいやつが来ない可能性は、非常に低いんだけどゼロではないと。こういうお伝えの仕方が一番正確ではないかなと思います。

それから2番目、地震のメカニズムについてのご質問でございますが、語弊のないように申し上げます。メカニズムを知っていただくことは大変重要でございます。しかしながら、どこまでのレベルまで追求していくのか。それが、住民の方が黒潮町にお住まいになって、この地形的なこういう黒潮町というところにお住まいになる上において、防災のこともいろいろ考えていただかなくてはなりません。その際に、労力配分をどうするかということでございます。つまり、知識だけ詰め込んで、それで防災が完了するかというと、そういうことではないと。

現在ですね、地震のメカニズムをじゃあ正確に、津波と関連付けてすべてを正確に説明せえっていうときにですね、恐らく、世界の科学者の中でも一人もいないと思います。そのぐらいのレベルです。

なので、ここでなぜこういう答弁を12月にさせていただいたかということ、今回1つ目の質問でいただいた質問のこのご趣旨に自分たちが反論させていただいたように、知識をもって判断されるというのが非常に危険であるということです。つまり、そうでなかった場合には命が懸ってるわけですから、そうでない場合も想定して避難行動を取っていただく。これが非常に重要でございます。

従いまして、地震のメカニズムについては、実は3月31日、いわゆる4年前の3月31日ですね。に公表されたときに、自分たちもほんとに今反省するところですけれども、ほとんどその防災のことについて理解ができていなかったと反省しています。従いまして、説明材料がほとんどないままに、実は地区へ入っていかしただいて、今回の想定はこういうことを表していますという地震のメカニズムであったりとか、これまでの津波の歴史、経過、あるいはメカニズム。こういったことの説明に終始しておりました。1周目の地区の懇談会ですね。なので、そのぐらいのレベルでの知識とかというのは、ぜひ住民の皆さまにお持ちをいただきたいんですけども、津波が来るかどうかを瞬時に判断できるほどの知識をこのメカニズムから得ようとするのは、ちょっと僕は危険なところがあるんじゃないかなと思っておりまして、12月議会での答弁はそのようなことになりました。

それから、基本的な考え方の私たち、当然、住民の皆さまも含まれております。従いまして、正しく知るといことは、メカニズムというのはですね、起こった際だけのメカニズムではなくて、非常に長い歴史といいますか期間の中で起こり得る自然現象なわけですね。あの当時に、住民の皆さんがどういう思いを持たれたのか、今振り返ってみますと、示された数字はたった3つです。黒潮町沿岸、どこかのポイントで34メートルの津波高。そして、最大震度が7。そして、黒潮町とは限らないんだけど、高知県が有する海岸線のどこかに1メートルの潮位変化が約2分。つまり、最大震度の7がグラッと来てですね、で、2分で34メートルが来るというご理解をされた住民の方も多数おられたと思います。

その上にさらにもう一つ、自分たちが非常に危惧（きぐ）をしたのは、明日にでも来るんじゃないかという意識が非常に高まったということでございます。

なので、地震のそのとき起こり得る物理的現象と、それまでの非常に長い期間をかけての物理的現象、これらを一緒にして初めて地震のメカニズムということでございまして。そこを追求しようとする、先ほどの答弁ではないですけども、今それをすべて関連付けて、すべて正確なことが言える学者さんなんかはこの地球上に存在しないわけですので、そこまでのことは自分は求める必要もないと思っております。

従いまして、その私たち、自分たちが正しく知ってというのは、その地震のメカニズムはそのとき起こる、その瞬時のメカニズムだけではなくて、長い間蓄積されてきているということもそうですし、その長い間のさ

まざまな自分たちが被ってきた自然災害。こういったものへの歴史への認識、あるいは造詣を深める。こういった作業も含まれてのことでございますので、総体的にご理解をいただければと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

今の町長の答弁をお聞かせいただいでですね、ちょっと極論に走り過ぎるような印象も受けました。

それと、もう1点ちょっと気になったがはですね、まあ、私も含めて、何言いますかね、人に物を伝えるときには相手を知って、こういうふうに伝えたらより伝わりやすいということがありますよね。そういったことから考えると、住民の方のその知識いか情報と行政サイドの方が持つてる情報とは、かなりの差があると思うがです。その情報の共有をしていく上で、どういう情報をどういうやり方で伝えていったら、より自分らが目的としておる、例えば、さっきの震度5でとにかく揺れたら逃げるという意識を住民が持ってくれるか。そこを逃げるということが目的なわけですから、もうちょっとこう住民の方に寄り添ういうて言うたらちょっと言葉あれですけども、思いやりのある表現というか、あれを使ってもらいたいと思いますが。

ちょっとそのあたりはどんなふう感じてます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

自分たちも一生懸命やってきましたけれども、ベストだとは思ってなくて、より改善すべき点があれば改善をしたいと思えます。自分たちは、自分たちの思いを申し述べるのが目的ではなくて、議員がおっしゃられるとおりです。それがしっかりとご理解いただいて、同じ方向を向いて防災進めていきたいと思いますので、ご指摘いただいたとおりで、改善できる点があれば改善をさせていただきたいと思えます。

一つちょっと補足をさせていただきますと、先ほども申し上げましたように、黒潮町、自然災害のリスク、特に津波ですね。津波リスクはもうずうっと抱えている地域で、歴史上何回もその災害を被ってまいりました。そういった地域に住まう自分たちの生活様式といいますか、片田先生のお言葉をお借りしますとお作法といいますか。その中ではですね、再質問で答弁したその、うちの町に住むということは、やっぱり防災を常にといいますか、住民主導での防災の取り組みが必要であります。それがなければ、犠牲者ゼロは絶対達成できないと思っております。

その中で、逃げることへの啓発ですね。逃げることへの啓発、その逃げることの難しさ。それが、メカニズムとかその知識がないがゆえに、避難行動が取らないのか取れないのかという。いわゆるその避難行動を取らない、取れないに影響するのが、最大ファクターが知識なのか、あるいは心理的のところなのかということでは、もう既にいろんな災害事例でかなりの分析が進んでおまして。自分たちはどちらかという、そのメカニズムとかの知識よりも人間としての特性ですね。先ほど課長が申し上げました、自分たちには正常性のバイアスというのがかかっておましてなかなか避難行動が取れない。それから、それだけではなくて、極端に言う、ご家族が目の前で、例えば倒壊家屋で足が挟まれていた。それだけで逃げれんわけですね。そっちの方がよっぽど自分たちにとっては大きな課題でございまして、そちらの方をずうっと住民の皆さんと、答えのない中でお話し合いをしてきたという自負がございまして。

これから黒潮町が目指していかなければならないところも、今までの防災の方向性が大きく間違っているとは思ってなくて、ただし今回ご指摘をいただきましたので、より改善して理解が深まるような伝え方があれば、自分たちは当然それを検討しなければならないとは思っています。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

町長が前向きに検討してくれるということですので、そこらへんで収めなければならないと思いますけども。

12 月、今回取り上げたのがですね、その防災、地震津波対策の中でもごく一部分の、その来る来ないの判断の部分だけの話をちょっと取り上げたわけで、いろいろほかにも、何言いますか、逃げたくても一人では逃げられないとかいった大きな問題もありますので、またそれはそれで今後、住民とともに考えていっていかねばならないというふうに思います。

ということで、3 問目の方へいきます。

カッコ 3 としまして、高台への津波避難のための駐車スペースが必要とのことで、入野地区には、小学校、中学校、高校の各学校が、浸水区域外だと思いますが、幸いなことにあります。この各学校の運動場を利用させていただいてはどうかということを以前に申し上げたような気がしますが。

その件について答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の震災対策についての 3 番目のご質問、高台への津波避難のための駐車スペースとして、小、中、高の各学校の運動場を利用させていただいてはどうかというご質問でございます。

伊予灘地震における住民の津波避難行動から、車を使った避難についても大きな課題が分かっています。

国道 56 号から錦野にかけて、避難をする車で渋滞が発生しております。このままの状況で南海トラフ地震が発生した場合は、恐らくこれ以上の渋滞が発生して、車を使った避難は大変危険な状況を招くことになると感じております。

特に私たちが知っておかなければならないことは、地震が発生したときの渋滞は、日常の通勤時の渋滞とは全く違い、例えば 100 メートル走のピストル音で一斉にスタートするような、ものすごい勢いで渋滞が発生するということです。

それに加えて、建造物の倒壊、地面の液状化、地割および揺れにより生じる段差が、随所で発生することも考えなければなりません。

それでも、黒潮町では、すべての住民が決して避難をあきらめることなく、避難行動へのスイッチを入れるために、原則徒歩避難としながらも車を使った避難も徹底的に検討していくという方針を出しております。

言うまでもなく、まず、車避難はできるだけ少なくしなければいけません。車を使って避難をしなければならない場合であっても、無防備な車避難は避けなければなりません。そのためには、日常から周到な準備が必要であり、その準備は地域の実情、例えば、高台から遠い所の車避難を検討しなければならない地区、そして、高台に近い車避難が不適切な地区、そして車が逃げていくだろうというバックヤード地区というふうな、地形上地域の実情。そして、避難行動要支援者それぞれの実態によって違ってきます。それが、地区防災計画や避難行動要支援者の個別計画の中で検討されて、計画に反映され、そして訓練を通じてそれが検証されていくことが大切だと考えております。

非常に前置きが長くなりましたけれど、議員ご提案の小、中、高校のグラウンドを駐車場に使わせていただいているかどうかということでございますけれど、具体的には、先ほど議員がおっしゃったように入野小学校、大

方中学校、大方高校のことだと思えます。南海トラフ地震が発生した場合には、これらのグラウンドが即開放されることが、多くの命に直結する重要な課題だと認識しております。

そのためには、学校管理者、周辺地域住民および関係機関との事前に行動計画を作成し共有することが必要でございます。

今後検討される、各避難所での運営マニュアル、錦野地区の防災計画および入野本村地区防災計画等の作成が行動計画になるのではないかと考えております。今後、それらの検討の段階で、議員ご提案ありますことにつきまして町からも提案を申し上げていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私の問いに答えていただいたと感じました。

今の答弁の中に伊予灘の話が出てきました。この第1問目は、この伊予灘を一つの例としていろんなことを検討いたしますか質問してきたわけですが。

この3問目の、高台のスペースの利用ということで、昨年11月に町主催の第1回防災シンポジウムがありまして、12月の定例会でも申し上げましたが、また、先の高知新聞で両面見開きで、当黒潮町の5年間の取り組み。ちょっと5年間は疑問符が付きますが、取り組みを大々的に紹介していただいておりますけども。その中にもありました。緑野団地における、車を使って避難をしてくる方々への対策を団地全体の課題として取り組んでおいでという。

また、これも12月定例会で申し上げましたが、錦野団地内で車庫を建てられるときに、津波避難のことを考えて車庫をその面で有効活用できるようにという配慮をしていただいた方もあるというご紹介をさせていただきましたが、誠に大変心強くありがたいことで、敬意を表する次第でございます。

そういういい話ばかりではなくてですね、ちょっと気になるといいますか、あの伊予灘の結果でですね、多くの方が車を使って逃げられて、あのサンシャインの所ですごい渋滞になったという話もありましたけども。

あの伊予灘の地震の体験そのものがですね、いい方向に活用していただければいいのですが、あの地震から得た情報とか知識とかいったものがですね、地震とは例えばこんなもんやとかいうふうなとらえ方をすると妙に、今まで南海トラフの巨大地震を対象にして取り組んできたことから言うと、まあこんなことがないでしょうけども、後ずさりをいうか後退するのではないかなというふうな心配するところがあります。そうではなくて、うまくあの地震で得たものを生かすようなことにしてもらいたいと思えますが。

心配するというのはですね、あの地震では家の中も全然、何というか、家具などが倒れることもありませんでした。ほんで道路も傷んでないんで、へおいても倒れてないんで車で逃げれました。たまたまあそこで渋滞になって困りました、というようなことで車で逃げれるということになると、まあ少しでも有効活用しようかなということで、本来、車で逃げなければよう逃げない方たちへのマイナスの面が大きく出てくるようにも思えます。

また、自分たちが考えなくてはならない地震が起きますと、道路はほとんどこの辺りは、こと、入野地区のことに絞って言いますと砂地でありますんで、特に橋と道をつなぐ所では段差ができるであろうというふうに予測もされている所もありますので。そういった、元々の積み上げてきた考え方の上に何かしらかのプラスになるものを探して、全体的な対策を進めていっていただきたいと思えます。

いろいろ、震災対策は事前復興といわれているような、予想される災害から事前に危険を取り除くというの

がベストとされております。それで、まあ幸いなことに庁舎は、22年のときはこの隣でしたけども、津波の来ない高台へ移転することが決まりました。あと、いろんな公共施設や学校、また町民の住宅などにつきましても、こういった方向にみんなで進めていかなければならないと考えております。

午前中、町長の答弁の中にも、5年前と比べて、これは農業環境の話でしたけども、大きく変わったという話もございました。こういうふうにはコツコツ積み上げていけば、5年たったら大きく状況は変わるもんだと信じて、共に頑張っていきたいと思っております。

ということで、2問目にまいります。

2問目は中山間対策についてということで、1問しか構えてませんが、町内の集落活動センターの取り組み状況と、今後の展望を伺うとしております。

お答えください。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮川議員の一般質問の2番目、中山間対策について、町内の集落活動センターの取り組み状況と今後の展望を伺うについてお答えを致します。

宮川議員からは、ちょうど1年前、同様のご質問をいただきまして、満足のいくご答弁ができずにとっても自分なりに残念で、反省もしてございます。

今回のご質問では、その後のこの1年の進展ということになるかと思いますので、整理してお答えを致します。

まず、既存の2つの集落活動センターの取り組み状況についてお答えを致します。

1つ目の、北郷では、平成25年3月に、地のものを生かしたものづくりと人づくりを行ない、あったかふれあいセンターと連携して、人に優しい生きがいのある地域を目指すという基本方針をもって設立を致しました。

その取り組みは、地域の活性化対策として、菜の花祭り、女性のトラクター教室、お正月のしめ縄づくり体験など、イベントを開催し、地域外との交流も図ってまいりました。

また、3年間の補助事業を活用した施設の整備も無事に完了致しまして、地域の人たちが安心して集える活動拠点もできました。

一方、経済活動の基盤となる収益事業では、地のものを生かしたものづくりを目指して取り組んでまいりましたが、3年間の事業期間内で採算性を確立していくことは現実的には難しいことで、加えて、集落支援員も一身上の都合で退職されたこともございまして、経済的自立には至っていないのが現状でございます。

こうした経緯もございまして、町では、集落活動センター北郷の推進母体である北郷地区協議会の方々と、施設の今後の活用などについて協議をし、また、地区内でのアンケート調査も実施してきました。

その結果、地域の意向としては、集落活動センターには集落支援員は設置せず、地域の課題は自らが主体となって解決することでの再確認が取れましたので、引き続き、地域の支え合いの拠点として活用していくことと致しました。

現在、北郷地区協議会は、毎月1回第1水曜日に定例会を開催致しまして、あったかふれあいセンターとも連携しながら、地域外との交流も促進するイベントを企画して、地域の支え合いの拠点として活動を続けています。

これまでに開催したイベントにつきましては、その都度町の広報でも紹介されているところでございますが、お風呂とお食事をセットにしたイベント屋台村郷も、平均利用者が50名程度と好評で、整備した施設や備品類

についても有効活用されているところでございます。

町の方と致しましても毎月の定例会には出席し、地域との話し合いを継続して、集落活動センターの活動について協議を重ねているところでございます。

次に、2つ目の佐賀北部についてお答えを致します。

こちらは平成26年度の開所で、迎える平成28年度が補助事業の最終年度となります。推進母体は佐賀北部活性化協議会で、集落支援員1名を設置し、組織は、食部会、若山楮部会、柚子部会の3部会で構成され、平成27年度の事業予算は389万円でございます。

主な活動は、毎月第3水曜日の定例会で、各部会の事業の進ちょく状況の確認と今後の事業予定などを協議しながら活動しています。

このうち、食部会のさが谷三里マーケットは、月2回、第2、第4土曜日に、土佐佐賀温泉こぶしのさとの駐車場にて加工食品等の販売を行っています。

現在、佐賀北部が抱える課題は、食部会の販売店舗と若山楮部会の作業場の整備でございまして、本議会の平成28年度一般会計予算にもその施設整備の設計費用を計上してございます。

次に、今後の展望についてお答えを致します。

平成28年度は、蜷川地区で集落活動センターであいの里蜷川の開所を予定してございまして、町内では3つ目の施設となります。

であいの里蜷川は、蜷川地区地域づくり計画に基づき、女性グループが中心となって、宿泊業や体験交流、モーニングサービスなどを行っていますが、現在宿泊施設として利用している施設が、お風呂とトイレが男女共用で、宿泊者にご不便をお掛けしていることから、集落活動センターの開所に合わせて、施設の改修費用を平成28年度一般会計当初予算に計上しているところでございます。

そして平成29年度ですが、集落活動センターの開所を目指した取り組みも行ってございます。蛸瀬川流域の馬荷、御坊畑、大方橘川の3集落で構成されるかきせ川地域づくり協議会では、地域おこし協力隊による集落支援員を設置して、平成29年度に集落活動センターの開所を目指した取り組みを行ってございます。

その取り組みでは、高知県集落活動センター推進アドバイザーにもご協力を願って、地域内でのワークショップやアンケート調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

現在、開所されている北郷地域と佐賀県北部、拳ノ川ですかね。この話もありました。

ほんで、もう少し金額的な収支の面を、分かれば教えていただきたいと思います。

それから、北郷につきましては支援員を設置せずに存続を図るということで、何言いますか経済的いいですか、補助金などの支援とかいったものはどうなっておるでしょうか。

その3点ですかね。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

既設の2つの集落活動センターの収支ということでございます。

北郷ですけれども、27年度の決算見込みということでご理解願いたいと思います。特産品の売り上げが13万9,370円でございます。

そして、佐賀北部の決算見込みでございます。特産品の売り上げが130万8,003円ということになってございます。これは、佐賀北部については1月末までの数値ということでご理解を願いたいと思います。

北郷の方は、平成27年度途中で特産品の開発ができなくなりましたので、決算ということでご理解を願いたいと思います。

それから、北郷の集落支援員を置かないということについてですけれども、ご存じのように、集落支援員は3年間の補助事業の期間の中で一定その賃金というものを賄ってまいりました。北郷は補助期間の期間を過ぎてしまいましたので、地域としては集落支援員は置かずに自分たちでやっていくということの合意が取れましたので、それで活動を続けていくことにしてございます。

そのようなことで、補助金も町からは出しておらず、施設の維持管理費のみを出してございます。

それで構いませんか。

(宮川議員から何事か発言あり)

以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6番 (宮川徳光君)

1回目の答弁のときに、拳ノ川の方のさが谷三里マーケット、何か300何万とかいう話がちらっとあったと思いますが。

これ、部会が3つあってということなんで、トータルした金額がもし分かれば教えてください。

今年度も蜷川にできるということで、何とかいい地域おこしいますか、そういった面で続いていてもらいたいということで。ちょっと、何言いますか、その値段が2カ所の売り上げがかなり違う。そのあたりはどういうふうに把握されているか。もしですよ、考えがあれば。

それと、どういうふうな、町が今後それに対して取り組みを考えているかということがあればお聞かせください。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

それでは再質問にお答えします。

佐賀北部の売り上げですけれども、トータルしか資料持ち合わせてございませんので、それに代えたいと思います。

そして、2カ所の売り上げが違うということは、北郷と佐賀北部の違いということでしょうか。

お答えします。

北郷は、特産品1つの部会ということで活動してきてまいりました。

佐賀北部の方は、ただ今もご答弁致しましたように3つの部会を持ってございまして、それぞれがそれぞれで会計を独立しながらやっております。

それぞれに採算性の取れる事業計画を持ってやっておりますので、いわば組織の構成員の違いと申しますか、それぞれが競合し合わないところで活動を続けてございます。そういったことで収益につながっているも

のと理解してございます。

そして、今後の支援ということでございますけども、藤本議員の一般質問のところでもお答えをさせていただきましたが、ふるさと納税にかかわる取り組みを集活センター、現在私の方で佐賀北部とかきせの方に、こういうものがあるから特産品をもし作っていくならこれに利用したことでどうかといったことのご案内も差し上げていますし、当然、ふるさと納税の利点は、売り歩かなくてもいいという利点がございます。それで一定の期間限定を決めて、数量でもこれだけはふるさと納税に回すよと決めたものであれば、それなりの収益事業にもつながるからといったことで、そういったことのご説明もしていますので。町としては、そういった方面に今後支援を伸ばしていきたいと思えます。

併せまして、北郷地区でも、できますればそのような活動ができればと考えてございますし、蜷川についても同様でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

ありがとうございました。

何言いますか、今2カ所で、あと今年できて、また来年度もできてという話の中で、たまたまでしょうがトップバッターがいろいろ先やりですのではなかなか大変なところもあったということで、まあこういう結果になつとるがでしょうけども。

先ほども申しましたように、続けていかななくてはなりませんので、補助金が切れた後もう活動しよらんと、では、ちょっと何が目的で始めたか分からなくなりますので積極的にですね。まあ例えば、行政のかかわりいいますか、行政のかかわりと住民との連携いうてもなかなか難しいところがあると思うがですけれども、ご年配の方も多い状況の中で、より行政の方に頑張ってもらわないと前へ進みにくいところもあろうと思えますので、やはりそういった面で積極的に現場へ行って地域の方たちといろんなお話をされるようお願いして、次へまいります。

3 問目はですね、民生委員についてということで、民生委員の任務と待遇改善への取り組み状況を伺うとしております。

このお話も、26年の6月の定例会で一般質問を致しました。そのときにはですね、待遇の改善は考慮しなければと考えており、今後、補助金の増も含め支援策を県とも話し合いながら検討をしていきたい旨の回答をいただいておりますが。

以後、どういう動きがあったか教えてください。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは宮川議員の一般質問の、民生委員についてのご質問の任務と待遇改善への取り組み状況について、まずは通告書に基づきお答えします。

先の議会でも答弁させていただきましたとおり、民生児童委員の任務につきましては、民生委員法第14条に職務が規定されており、要約しますと、住民の福祉の増進を図るための活動を行うことが任務であり、また、児童福祉法第16条により、児童委員の職務も併せ持つこととなります。

次に、待遇につきましては、民生員法第10条に、民生委員には給与を支給しないものとし、と規定されてお

り、無報酬であることが原則となっております。

このため、民生児童委員の抜本的な任務や待遇の改善につきましては、法令等に定めがあることから、基本的には法令を定める所管省庁により決定されると考えております。

しかしながら、町としましては、改選時に定数に関して意見を出すことができることから、定数にかんする事項や、また、民生児童委員協議会に対して一定額の補助金を交付しており、活動費として活用していただいておりますので、この補助金などが対遇改善に寄与できるものと考えております。

まず、定数にかんしましては、来年度の一斉改選を前に民生児童委員協議会でご協議をいただき、2名を増員する要望があったことから、高知県に対し2名の増員の要望を提出しており、この定数の見直しにつきましても、民生児童委員のご負担を軽減することにつながることから、待遇改善につながるものと考えております。

また、民生児童委員協議会で任務と待遇に関して協議した経過もあるとお聞きしております。

協議の中でいろいろとご意見も出されたようですが、現段階では、町に対して要望や申し入れなどもないことから、現在も民生児童委員協議会の中で検討中であると認識しております。

また、幡多地域の市町村に、補助金の額や支援策について問い合わせを行いました。待遇改善策について有効な手立てを実施している市町村は確認できませんでした。

民生児童委員の待遇改善につきましては、ご質問の取り組み状況につきましては進展は少ないところですが、今後とも、民生児童委員協議会などと協議しながら検討しなければならぬと考えております。

答弁漏れの部分は再質問で質問していただけたらと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

支援策を県とも話し合いながらということでしたので、前回の、前回というのが平成26年6月の段階ですが、以後の取り組みを伺ったのですが。県ともという観点で言うと、あまり進んでないという話だったと受け取りました。もし間違っておれば、また後で教えてください。

前回は取り上げて、今回も取り上げたのはですね、やはり前回のときにも申し上げましたように、受ける印象から言いますと、ボランティアで、イコール奉仕がボランティアに当たるかどうか分かりませんが、まあそういった奉仕的な作業をされているように見受けられます。

その、もうちょっと言葉を厳しく言いますと、何か行政サイドの一係いいますか、そういう印象が民生委員さん自身も感じてるようにも取れますし、私も、まあその話ですよ。私は民生委員の会にも出席したことはありませんし、民生委員と同行していろんな民生委員の仕事を一緒にしたことはありませんので、お伺いするなり、こういう作業があるといったことを聞く上での印象の話ですが。

例えば、普段からの要支援者と支援者との表の作成とか、また、今の津波避難に関する要支援者と支援者の選出いいますか。そういった作業にですね、一係的に携わっているようなところがありまして、それが本来の姿かもしれませんが、待遇面とその点をはかりにかけますと、やはりしんどいんじゃないかなというふうなところに気持ちが行くわけです。そういうことで待遇改善を。待遇改善とともに、その民生委員の、何言いますか仕事になりますかね。ちょっと言葉が適切でないかもしれませんが、役目的なところをもう少し考えていただければというふうに感じての質問です。

民生委員に関係する法律的なことも私は存じませんので、無責任な意見かもしれませんが、やはり、何

言いますか係ではなくてですね、相談役的なニュアンスですね。ニュアンスからすると、そういった所においてべき方というか委員ですかね。民生児童委員であるべきやないかなというふうに思いましての質問です。

そういった変な漠然とした話ですが、どういうふうな受け取り方をしたでしょうか。よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮川議員の再質問にお答えします。

まず、平成26年6月に答弁させていただきました、高知県の調査結果や新たな施策の方針なども確認した上、今後検討したいという答弁をさせていただきました。

その後ですが、高知県におきましては、聞き取り調査の結果に基づく待遇改善策として補助金などの増額を行わず、支援の拡充に向け社会福祉協議会の研修を実施し、今後は生活困窮者の課題、相談に関する研修会を社会福祉協議会と一緒に開催予定。

もう1点、民生委員の活動などの広報などをもう少し充実させる予定であるというふうに聞いております。

このような支援は、間接的な支援になっておるといふふうに理解しております。

本町におきましても、検討は十分しておるところなのですが、まず、補助金の額につきましても、幡多地域の市町村に問い合わせを行いました、一部の地域で、計画書や要求に応じ補助金の額を決定し補助している市町村はありますが、大半の市町村で高知県の補助額5万8,400円と同額です。

ちなみに、本町の補助額が一人当たり6万3,000円です。で、本町の補助額が上位に当たるため、補助金のアップにつきましても一考する必要があるのではないかっていふふうに考えております。

それと、民生委員が避難行動要支援者名簿の業務に協力というか、携わっていただかなければならない理由としましては、まず、民生委員の皆さまは地域福祉の推進の任務があるというふうに理解しております。この地域福祉を進めるに当たり、地域に住む高齢者などの日常生活に支障がある皆さまの生活状況等を把握する必要があるというふうに考えております。そのため、以前より高齢者情報の提供と実態調査とか、要支援者台帳の取り組みにご支援をいただいております、民生委員活動として実施していただいております。

この要支援者の一部である、災害時の避難行動要支援者名簿の取り組みにつきましても、自主防災組織、区長さんなどとともに、民生委員の皆さまの関与は必要ではないかというふうに考えております。

この避難行動要支援者名簿の個別計画の取り組みにご協力いただいておりますが、支援者を決める取り組みではなく、支援をする体制づくりの取り組みであるというふうに考えております。このため、地域が一体となり検討を行い、地域のコミュニティー力の向上を果たす取り組みであるというふうに考えておりました、民生委員の皆さまがこの避難行動要支援者名簿の取り組みにご協力をいただき、地域とともに検討をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

2分を切りました。

どうぞ。

6番（宮川徳光君）

ありがとうございます。

今、いろんな要支援者の作成にかかわってもらっていると。

で、そのかわり方ですよ。それが、さっき言うたように係的な対応じゃなくって、相談役的な位置付けにしてほしいというあれと。

午前中の浅野議員の、門田室長の答弁にですね、多くの労力を要する事業をボランティアでお頼みするのは気が引ける。その意識をですね、こういうことに持ってやっていただきたいと思いますが。

確認させてください。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、意識のところ。非常に民生委員の皆さまは、高齢化の進展、生活の困窮の進展等で、これまで以上に業務が過酷となっており、すごくご迷惑をお掛けしておるというふうな認識は当然持っております。

それと、その要支援者のかかわりの考え方ですが、地域のことを最もよく分かっていただいておって、地域の皆さまの生活状況も一番把握されているのが民生委員さんだというふうに思っております。そのために、心ならずもといえますか、民生委員さんの方に要支援者台帳等の取り組みをお願いしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

同じ答弁でございましたけども。

その意識をですね持って、もう少し、係ではなくという形で取り組んでください。

それから1点。私、武政課長に、最後にお疲れさまでございますというような言葉が掛けることを忘れておりましたので、どうも、いろいろありがとうございました。

じゃあ、これで一般質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、3時30分まで休憩します。

休 憩 15時 13分

再 開 15時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして質問を致します。

今回は3問、質問を出しています。

最初に、就学援助制度について伺います。

私は、2014年3月議会で、学校教材への補助を求める質問、その年の12月議会には、給付制の奨学金を求める質問をしています。今回は就学援助制度についての質問ですが、これらの、子どもたちの教育に関する質問の、その根底にあるものはいずれも共通したものです。

それは、日本の未来を背負っていく子どもたちが、伸び伸びとその能力に応じて、経済的な格差に関係なく、

等しく教育を受ける権利が憲法で保障されており、国は憲法に基づいてその保障をしていくのが当然なのですが、そうはなっていない現実があります。国の政治は、現実の私たち住民の暮らしとの間に開きがあります。特に消費税が8パーセントに増税してからは、物価もそれにつれて値上がりしまして、景気の回復感など、まず実感することはありません。国の政治と住民の実生活との乖離（かいら）、そのすき間を、地方自治体が頑張っ
て埋めています。

以前にも言いましたけど、黒潮町では、中学生までの医療費の無料化などがその代表的な事例ではないでしょうか。今回も、未来ある子どもたちに地方自治体が頑張っ
て手を差し伸べてほしい。その手だての一つとして、就学援助制度について取り上げました。

先日は、坂本議員が宮川奨学資金について、教育長サイドで返済期間を状況に応じて延期できないか。または、地元に戻って地元で暮らしていく子どもたちに奨学金の免除の手だては考えられないか等と質問がありましたが、子どもたちにとっては厳しい答弁が返ってきました。今回も住民が期待できない答弁がもし用意されているようでしたら、ぜひ歩み寄れる内容をお願いしたいものです。

それでは最初に、制度の内容について、マル1ですね。この制度の法的根拠となるものは何か。

お伺いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、宮地議員の就学援助に係るご質問の、この制度の設けられた理由と、その根拠となるものは何かというご質問にお答えを致します。

学校教育法第19条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとされています。

当町が予算化をしています就学支援に関しましては、要保護、準要保護児童生徒援助費と、特別支援教育就学奨励費がありますが、以後の答弁に関しましては、要保護、準要保護児童生徒援助費を中心にご説明とさせていただきます。

要保護、いわゆる生活保護世帯の児童生徒への援助に関しましては、就学が困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校保健安全法等に基づいて、国により必要な援助が行われています。

準要保護者に対する就学援助につきましては、三位一体改革により国庫補助金が廃止をされ、税源移譲、地方財政措置となったことから、平成17年度より、生活保護法に規定する要保護者の認定基準に準じて、市町村が単独で実施をしております。

市町村で基準を設定をするため、その助成対象となる項目および基準額については、市町村間でばらつきがあるようです。

当町におきましては、黒潮町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費要綱第2条に基づき、黒潮町立の小学校または中学校に在学する児童または生徒、もしくは、町内に居住する児童または生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者で、要保護およびこれに準ずる程度に困窮していると黒潮町教育委員会が認めた者に対して、金銭の給付を行っています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

詳しい説明がありました。

私は、最初に憲法 26 条とか、教育基本法の第 4 条が来るのかなと思っておりましたが、いきなりもう 19 条が来ました。

それらの制度、いろいろ町でもいろんな制度がありますが、その制度に基づいたものですが、黒潮町での援助内容について、マル 2 です。どんなものがあるか。

それから、マル 3 も続けて質問しますが、そのマル 3 はですね、どんなにいい制度があっても、住民がその制度を正しく知って活用できることが大事です。周知方法と申し込み方法、支払方法についてもお尋ねします。

それから、通告書では抜けておりますが、受けられる対象者はどのような基準になってますか。それももう一度お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは、ご質問の 2 番目と 3 番につきまして、申告書に基づきましてお答えを致します。

まず、黒潮町での援助内容はどんなものがあるかという問いにお答えを致します。

黒潮町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費要綱には、1 つ、学用品費、2 つ目、通学用品費、3 つ目、校外活動費、4 つ目、修学旅行費、5 つ目、新入学児童生徒学用品費、6 つ目、医療費、これは学校病のみが対象です。7 つ目、学校給食費、の 7 つの費目を規定をし、それぞれの支給額について定めているところです。

近隣の四万十市、四万十町にお聞きをしましたところ、四万十市には、当町には規定をしていない、通学費、その他教育委員会が特に必要と認めた場合という 2 項目がありますけれども、過去、支給事例はないとのことでした。

また、四万十町の場合、当町が規定する校外活動費以外は、当町の規定する費目と同様となっております。

続いて、住民への周知方法と申し込み方法、支給方法についてお答えを致します。

まず、保護者への周知につきましては、年明けの 1 月から 2 月にかけて、学校を通じて全家庭に就学援助の内容と申し込み方法についての文書を配布を致し、申請をされる方から申請書を提出していただきます。申請は、保護者名と児童生徒の氏名、学年を知らせていただくだけの非常に簡単なものとなっております。

新年度までに申請のあった者につきましては、4 月の定例教育委員会に諮り決定を致します。年度途中で申請のあった者は随時受け付けをし、直近の定例教育委員会で決定をし認定を致します。

支給方法につきましては、年度当初に認定をした方につきましては、1 学期の修学旅行が終了した時期に、他の費用と一緒に、一年間分を保護者の口座に振り込むこととしていますが、給食費につきましては、学期ごとに期末に支給を致します。

年度途中で認定になった方につきましては、月割りで計算を致します。

それから、認定の基準の方法でありますけれども。

申請世帯の月額所得額、これは総所得を 12 月で割ったものになりますが、それを、定められた基準額、これは生活保護世帯を認定する際に用いる生活費の需要額に準じて定めたものになります。この基準額で除したものの、割ったものが 1.0 を下回る場合、認定の対象としています。

月額基準額の計算方法につきましては、まず、その世帯全員の者の年齢別の基準額の合計に世帯人員別の基準額を加算し、さらに、住宅費加算、母子世帯や障害者、高齢者世帯の場合はその基準額を加算をし、合計の

月額基準額と致します。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

申請方法は大変簡単なものになってるということでは、大変ありがたいなと思います。これが難しいですと、ややこしかったりしますと申請する方もためらいますけども、これが大事だなと思っておりました。

1 番は事務的なことでしたので、2 番目に移ります。

近年、子どもの貧困化が社会問題として取り上げられ、格差社会の中で貧困化が学力にも少なからず比例しているのではないかといわれています。就学援助制度は憲法 26 条、義務教育はこれを無償とする、また、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると定められている制度ですので、この制度の財源は、先ほど次長の方も言うてくれましたけど、今までは 2 分の 1 が国庫補助の対象になっていました。しかし、2005 年の三位一体の改革でこれが一般財源化されました。これにより、それぞれの自治体の財政力や、またはその自治体の姿勢、まあ考え方ですけど。その考え方、それによって援助内容に自治体間で差が生じることになりました。それは次長も答弁で言うておりましたが。

それで、制度の充実や拡充の必要性が増しているこんにち、黒潮町の実施してる現状に、問題点とか改善点とかあればお願い致します。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮地議員の次の質問、黒潮町の就学援助に関して現状に問題点や改善点は考えられるか、というご質問にお答えを致します。

昨今、子どもの貧困と学力の関係が問題になっていることはご指摘のとおりです。

厚生労働省の調査によりますと、2012 年の時点で、17 歳以下の子どもの貧困率は 16.3 パーセントとなっております。これは子どもの 6 人に 1 人の割合だといわれています。

そのため、2013 年には議員立法により、子どもの貧困対策の推進に関する法律が全会一致で成立をし、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱が策定をされました。

就学援助に関しては、金銭を支給する金銭的援助、就学に必要な用品を支給する物的援助などのほかに、学習支援やスクールソーシャルワーカーなどの配置など、人的援助が考えられます。

金銭的援助に関しては、要保護、準要保護援助費の支給対象品目の拡大や準要保護認定基準の緩和などが考えられます。

また、保育料や学校給食費の無料化、奨学資金を貸与から給付制にすることも考えられますが、これらは多額の予算を必要とします。

以上を踏まえて、当町の就学援助に関しましては、これまで要保護、準要保護世帯の学校給食費は半額としていましたけれども、28 年度からは完全無料化とすることとし、係る経費を小学校、中学校教育費の扶助費を増額し、今議会の議案として提出をさせていただいています。

また、保育所につきましては、第 3 子の保育料を完全無料化としたいと考えています。完全無料化といいますが、これは、現在、同一保育所に入所している第 3 子は保育料を無料としています。これを、第 1 子、第 2 子の同一入所の有無に限らず、第 3 子であれば無料にするというものです。なお、この部分に関しましては、歳入

である保育料が減額になりますから、歳入減になるわけですから、歳出に経費としては計上はされておられません。

当町の就学援助制度に関して決して十分だとは思いませんが、学習支援や就学援助を通じて、子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、しっかりとサポートをしていくことは、地方自治体の責務です。

今後も現状を把握しながら、限られた予算の中ではありますが、できる限りの援助はしなければならないと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

学校給食費が今までは 50 パーセント補助だったのが全額補助に改善されるというのは予算書にも載っております、これは本当にありがたい改善だなと思ってます。

それから、第3子の保育所の方は、第3次子がもう条件に関係なく無料化になるということも、これもほんとに前向きな取り組みでして、黒潮町としてありがたいなど。黒潮町に住むことについてはありがたいなど思っております。

それで、私から見たら問題点なり改善点をお伺いしていきますけども。

修学旅行費用ですね。これは必要経費の8割以内というふうになっておりますが、実費補助をしている自治体は結構増えております。

このへんはどうでしょうか。改善になってですね、実費補助をする方向はないでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

答弁をさせていただきます。

具体的な内容のご質問でございました。修学旅行費、当町においては実費の8割ということ補助をしております。これを全額補助にしないかということでございます。

こういった具体的な内容につきましては、この項目等もまた検討をしていながらですね、今後の検討課題という形にしていきたいと思っております。

こういった全額補助でない部分については、今のところ修学旅行費ということになっておりますけれども、これはまあ検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今後の検討課題にするということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、通学用品費など補助対象にする項目がありますが、これは申請があつて、先ほどの答弁ではですね、4月で決定するとありましたが。

保護者への支給方法はいつごろになりますか。振込方法ですと言っておりましたが、いつごろの支給になりますか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

4月、新年度までに申請のあった方につきましては、大体5月、6月に、小学校、中学校、修学旅行が終わります。従いまして、修学旅行終了後にまとめて、1年分をお支払いをさせていただきます。

それから、年度途中で、例えば新たに申請、あるいは転入をされた方で申請をされた方等がございましたら、直近の教育委員会で認定後、直ちに口座に振り込みをさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すいません、答弁にありましたね、最初にね。

私はですね、検討課題として加えてほしいと思うのはですね、学用品とか通学用品というのはもう最初に、新学期に一番必要なお金ですよ。どうしても進学するまでに保護者にとってはお金が掛かる時期ですので、それは最初に立て替えて、5月か6月に入るというのではなくてですね、何とかその進学する前、そのくらいに支給できないかなと。それを考えていただけないかなと思うんですが。

そういうふうな考えはお持ちでないでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

事務処理の問題だと思いますので、担当者と検討して、できるだけ早めに保護者の口座に振り込めるように検討させていただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

どうせ補助するんですから、一番お金が要るときに支給された方が保護者の方も助かると思います。それはぜひ前向きに検討して、事務的なことですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それからですね、最近、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費が、国の支給対象項目になったと聞きました。

それらは7項目の中に含まれていませんでしたが、これらの制度の充実というのはどうでしょうか、考えておりませんか。補助対象に組み入れていきませんか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

新たな項目がですね、具体的にクラブ活動費、それから生徒会費等ございました。PTA会費等もございます。

こういったものはですね、要保護の部分についてはもう対象になっております。それを含めて、準要保護についてはどうしていくかということも課題になっております。これも含めて、検討はしていくということになるかと思ひます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

言うたら変ですが、宿題みたいな形でこれもこれもとっておりますが。そのうちまた、どうでしたかと。

どういう検討になりましたか、という質問をしていかなきゃならないと思うんですが。

それでですね、もう1点あります。

先ほど教育次長から、この制度は学校教育法19条に基づいて、経済的理由によって、就学困難と認められる学童児童の保護者については、市町村は必要な援助を与えなければならないというふうに定められてるとありました。

それで、この制度を受けられる認定基準ですけども。黒潮町は、生活保護基準の1.0未満。簡単に言うたらですね。細かい、いろいろありましたけど。1.0未満ですが、高知県下でも決してこれは高い基準ではありません。県下では生活保護基準の1.3倍が結構多くなっておりますし、今の状況では、基準を引き上げる自治体も増えております。

これらも改善点として、言ったら宿題みたいになりますけども、認定基準を引き上げてですね、対象者をより広くしていくと。そういう考えはいかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

答弁させていただきます。

認定の基準です。いわゆる、まあ当町は基準値を1.0ということにしておりますけれども、ご指摘のとおり1.3の自治体も結構増えてきております。

1.3にするとですね、対象者が当然増えてくると。対象が広がってくるということでございます。そういったやり方が良いのか。あるいは、今ある1.0をそのままにしてですね、よりその対象者に深く援助をしていくのがいいのかといったこともあろうかと思えます。

その認定基準も含めてですね、全体的なこの制度の中で、これから検討もしていく必要があろうかというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

その1.0を広げるのがいいのか、援助項目を充実させるのがいいのかというふうに、こう二者択一じゃなくてですね、両方やっていかないと、この制度は充実して記録対象者を広げるというふうにならないと思いますので。もちろん財源が伴いますけども、その両方を分けるんじゃないかとですね、組み入れて。県下全体でもそういう方向に進んでいってる傾向がありますし、子どもの貧困と学力が比例していくと。大きな社会問題になっておりますので、その点も含めた上で総合的に検討していただきたいんです。

それもう一度、すいません、答弁お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

ご指摘のとおり、両方をですね改善をしていければ、それに越したことはありませんけれども、まあ財源的な部分もあります。

両方、仮にまあ認定基準を1.3としてですね、ご指摘のあった内容を改善をしていった場合に、財源的にどの程度になるのかといったこともあろうかと思えます。それらも含めて、全体的に検討していきたいというふ

うに思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

全体的に検討するという事です。まあ、もちろん財源が伴いますので、今日やりますと。そういう答弁にはならないとは思ってましたけど、今日は問題の投げ掛けですので、ぜひですね、この問題を深刻に、真剣に取り扱っていただきたいと思います。

また、いつか議会で、どうでしたかという質問を致しますので、検討してやっばやりませんという答弁にならないようにですね、歩み寄りをお願いしたいと思います。子どもたちのためですから。

1 問はこれで終わります。

2 問目に入ります。2 問目は、男女共同参画についてです。

昨年度、総務課長のご尽力がありまして、男女共同参画プランができました。今年は、できたプランを実施に移していく課題です。

実施に向けての委員会がつくられると思いますけども、当初でも予算がついておりましたが、スケジュール的にはどういうふうに進められていくのかをお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮地議員の一般質問 2 番目、男女共同参画について、まず 1 項目目、昨年度男女共同参画プランができた。来年度はプランの実施に向けていくと思うが、スケジュール的にはどう進めれるか、についてお答えを致します。

黒潮町男女共同参画計画策定委員として宮地議員にもご参会をいただきまして、会議の中では辛口なご意見も賜りまして、おかげさまで大変素晴らしい計画ができました。この場を借りまして、あらためてお礼を申し上げます。

ご質問は、プランの実施のスケジュール的なことでございますけれども。平成 28 年度以降は、黒潮町男女共同参画計画第 4 章に掲げる施策の展開を、施策を担当する各課で事業抽出され、各年度の実施計画を策定していきます。

平成 28 年度、策定の時期でございますけれども、高知県男女共同参画社会づくり条例で定められた 6 月の男女共同参画推進月間に合わせてまとめられればと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、時期は 6 月にまとめられればと言いましたけども、これは、実際進めていく内容としてはどういうふうなんですかね。

ちょっと意味が分からなかったんですけど。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

再質問にお答えを致します。

第4章に掲げる施策というのが、基本計画の中に総じて77ほどございまして、それが担当する各課に分かれてございます。それぞれの課で年度別の事業計画を立てていくことになろうかと思えます。

そういった事業抽出を行って、6月に年度別の事業計画を立てて、行動を起こしていくと。そのようなことを考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ちょっと私が勘違いしておりましたけど、佐川町なんかですね、男女共同参画のプランができて、今度実施に移すときにですね、その実施の委員会をつくって、また委員会の中でもんでいったということだったので、そういう話が出てくるのかなと思ったんですけど、まず、6月にそちらのいろんな部会で仕上げて出していくと。

その後のことはじゃあ、その委員会をつくっていくとかいう計画はどうなんですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

策定した実施計画を男女共同参画委員会で、実施事業の状況と点検とを評価してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

分かりました。少し分からない所もありますけど、次いきますね。

これからが本格的なスタートだと思います。日本は、国連の女性差別撤廃条約を1985年に批准しています。それに基づいた、国連の差別撤廃委員会がちょうど7年ぶりに今年の3月7日、ほんとのこの間ですけども、に開かれたそうです。

課長も読んだかも分かりませんが、その内容が翌日の新聞に載りました。そこでは、世界からの日本の遅れが指摘されておりました。新聞の見出しには、女性差別の対応が不十分とありました。国連の委員からは、日本政府がジェンダー平等に当たる用語として使用している男女共同参画は、人権より経済成長のための意味合いが強く、条約が求めるジェンダー平等の定義と合致していない、との指摘があったそうです。

その他、具体的には何点かありましたが、つい最近のことでは、夫婦別姓を最高裁が認めなかったことは、実際には女性に夫の姓を強制して、女性の方が姓を変えなきゃいけないということですね。そういう例が多いということですけども、それを強制しているというふうに、言葉でしたが、と指摘しています。

委員会の結論的なこととしましては、女性に対する差別とは何か、その点が法律で定められていないと。そういう懸念が表明されたとありました。

男女共同参画とはジェンダー平等であって、その本来の趣旨は、女性の社会進出、女性の権利の拡大、地位

向上などを、制度面からも、また意識面からも改善して、女性差別撤廃に向けての社会をつくっていくという、国や県の基本理念に掲げられている内容です。この基本理念を現実の社会に実施していくには、時間も努力も、またそれを進めようとする情熱も加味されなければならないと思いますが、2 番目の質問の、基本理念をどのように生かして実行に移すか。

執行部の考えをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮地議員の2 項目目、大事なことは基本理念。どう生かし実行に移せるかだと思う。具体的にどう進められるのか、についてお答えを致します。

黒潮町男女共同参画計画では、ささえあいみんなが輝く黒潮のまち、という基本理念を掲げてございます。

プランの実施に向けては、黒潮町男女共同参画計画に掲げた3 つの基本目標に沿って進めていきますが、その基本目標を振り返ってみますと、

- 1 つ目が、ともに認め合うまちづくり、
- 2 つ目が、ともにいきいきと活躍できるまちづくり、
- 3 つ目が、ともに安心して暮らせるまちづくり、

ということで、出だしと結びの文言は、ともにから始まって、まちづくりで結んでございます。

出だしと結びを除いた主語は、認め合う、いきいきと活躍できる、安心して暮らせるということで、基本目標は本計画の基本理念によって生み出されたものであることが、あらためて確認できるところでございます。

従いまして、ご質問の基本理念をどう生かし実行に移せるかは、基本目標を達成するために設定された各施策を実行していくこととなります。

そして、具体的にどう進めるかについてですけれども。

内閣府の男女共同参画局のホームページを見てみますと、男女共同参画は、男性にとっても生きがいのある社会を目指す上で重要な課題です、とあり、例えばこのような経験はありませんか、とありまして、

毎日残業が多く、仕事と生活のバランスが取りにくい。

育児休業の取得を言い出しにくい職場の雰囲気があった。

というもので、男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制など、働き方の見直しによって、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められます、というものでございました。

黒潮町の計画にも、この性別による役割分担意識の解消に向けた意識啓発という施策がございまして、その施策を担う主な担当が総務課となっております。

ご質問の具体的にどう進められるのかは、まさに、参画しやすい環境づくりを行うことございまして、昨年12月に総務課の担当で行った町民大学は、男女共同参画をテーマにして開催を致しました。

内容は、男性が育児や家事へ参画した体験談でございまして、宮地議員もお聞きなられたとおりの内容でございました。

その際に会場で行なったアンケートの結果を見ますと、45名の方からご回答をいただき、わずかですけれども男性の回答が多かったのも、意義のあったことなのかなと感じました。

アンケートの設問で、講演を聞いて感じたことは、という問いに、男性の方からは、素直な気持ちなど聞けてよかった。いろいろと考えさせられた。

ユーモアを交えて話してくれて、男の育児も必要だなと思うようになった。
子育ての苦勞がよく分かった。
というものや、ためになった。家に帰って妻に優しくしたい、という意見もありました。
一方、女性の方からは、
少子化の要因が、話を聞いてやっぱりなあと感じた。
男性も育児、家事をすると、夫婦仲が良くなるというのも納得です。というのもありました。
そして、世の男性にも今日の話をお聞かせしたかった。というご意見もございました。
女性にも男性にも共通して多くあった意見と致しましては、もう少し多くの人に聞いてほしかった。という
ものでございまして、担当課の集客と告知の甘さをご指摘いただいたところでございます。
しかし、講演会の参加者は56名と少数でしたが、参加者の満足度は高く、共働きの多い高知県では、男性の
育児、家事への参加は必要であることがあらためて実感していただくには、とても良い機会であったと評価し
ています。
これらの取り組みは、性別による役割分担意識の解消に向けた意識啓発でございまして、今後の具体的な進
め方は、関係各課で男女共同参画計画に沿った具体的な施策に取り組んでいくこととなります。
そして、その施策の効果検証については、事業効果を検証する男女共同参画委員会を設置し、まち・ひと・
しごと創生総合戦略の管理手法に倣ってPDCAで回していくことを考えてございます。
以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私もですね、男性の方面から言おうと思ったけど、まあ女性のことを言っていかないとなかなか時間がない
と思って。けど課長の方が、男女共同参画でほんと、ジェンダー平等っていうことでは男らしく女らしくとい
うことじゃなくてということが基本にありますので、男性の面からですね、私も質問は用意してましたけど、
昨年のおね、町民大学。あれも、課長の方が言ってくれました。

それで私はまあ、そうしたら用意した質問の中で女性の方の面からまた言っていきますけど。

今ですね、NHKの朝ドラで、あさが来たというのが好評です。このドラマがですね、男女共同参画の問題、
特に女性の権利や地位向上の問題にはぴったりだなと思って、今回、質問に取り上げました。

主人公のあさは、実在した広岡浅子をモデルにしています。あさが生きた時代は、幕末、明治維新のころ
ですが、そのころの女性というのは、一人の人間としての権利がありませんでした。幕末のころは、女子には
学問は必要ないとして読書すら許されなかったそうですが、さすが明治に入りますと、女性にも学問の道が開
かれました。

そんな時代だったんですけども、あさは、女子といえども人間であると言って、男女は能力や胆力におい
て特別な違いはないとの考えを持って、女性を一段低い者とするのは不合理だという考えで行動を起こしてい
ったそうです。あさの考えや行動は、その後の時代の先駆者たる女性たちに大きな影響を及ぼしたそうです。

ちなみに、影響を受けた女性たちの中には、赤毛のアン（翻訳者の村岡花子）、元始、女性は太陽であったと
唱えて有名な平塚雷鳥（らいてう）、津田梅子、市川房枝等々、そうそうたるメンバーがおります。

女性が人格を持った人間として認められなかった時代が長く続いてきましたので、でもそういう時代の後に、
戦後、平和憲法の下、国民主権、基本的人権が憲法にうたわれまして、女性も一人の人間として、人権が認め
られました。今では当然の考え方として、理念としては社会に受け入れられていますが、実生活ではまだまだ

男性優位の社会です。今、課長が言うには男性の方面から言いましたけど、現実には、人間的な権利としてはまだまだ女性の方が劣勢でして、そういう社会になっていない。それが男女共同参画の、本来は女性の権利をどう拡充するかということが大きな基本になってると思うんです。

その基本理念を生かすという生かし方は、少し、課長の答弁を聞いてますと、私が考えてる生かし方とは違いましたけども、おんなじような所もあります。その基本理念を生かしていくには、一つは制度的な整備をするということも大事ですよ。その点については後の質問に用意しておりますが、意思決定機関に女性を登用してくださいと。その点は後で質問しますが、これも大事なことです。基本理念を生かしていく意味で。

ここでは手だての一つとしての提案ですけども、この質問のときにいつも私が活用してます、男女共同参画って何というパンフレットがですね、ここにあります。これは課長にもお渡ししましたけど、ソーレで発行してるものです。このパンフレットはですね、挿絵も入ってありまして、大変分かりやすく男女共同参画を説明してくれていますので、それが紹介されてますので。これをですね、大量に買って、役場に置くとか、区長会や女性団体に配布するとかですね。具体的には予算を伴いますけども、一步踏み出してもらうことを求めます。

もう1点は、先ほど課長が言われましたけども、町民大学ですね。武政課長のご尽力で、ほんとこの方はエリート官僚でしたけども、実際に育児休暇を取って、その育児をやったと。男性が育児をやったという点では、かなり衝撃的なところもあったんじゃないかなと思います。男性の育児休暇についてはですね、この間、自民党議員でお辞めになった方があったので、今日それは取り上げるのはやめようと思ったんですけど。

男性の育児休暇について考えありますかっていうのは、前回町長に聞いたときにはもう全然、なしのつづてといえますか、あんまり答弁ありませんでした。今後はそれもまあやっていかなきゃならないし、課長の先ほどの答弁で、育児休暇を取りにくいっていう状況があると。そういうことも言っておりました。

それで、一つの方法としてはこのパンフレットの活用と、町民大学をまた活用していくと。講演会なり、また研修会なりやっていくというのが、一つの方向じゃないかと思いますが。

その点についてはいかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

まず、ソーレ発行の冊子のことですけれども、総務課長の引継書に書いて、検討するように致します。後段の部分、次は何でしたかね。講演会。すいません、もう一度お願いします。

（宮地議員から「ここでやるがでしょうか」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

許可をして、発言はするようにしてください。

どうぞ。

はい、宮地さん。

9 番（宮地葉子君）

パンフレットのことは検討しますと言っていましたから、パンフレットのことで。

それから、町民大学なり、まあ講演なり研修会なりですね、そういうものを計画しませんかと言ったんです。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

失礼しました。

講演会も意識改革のためには必要な手段でございますので、今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地さん。

9 番（宮地葉子君）

いろいろ検討してくれるということですので、ぜひ、また聞かなきゃなりませんけど、よろしく願いしたいと思います。

今までの社会では、女らしくとか男らしく、そういうふうに生きることが当たり前でしたので、その考え方はまだまだ広く、深く、浸透し根付いております。男性優位の考え方は、家庭内や身近な生活の場にも深く浸透していて、先ほどもありましたけど、家事や育児、介護などがまだまだ女性の仕事として当たり前の社会で、意思決定機関での女性の登用の少なさ等々、例を挙げるに事欠きません。私たちが長年生きてきた中で、自然と刷り込まれている意識に疑問を投げ掛けるのも、知ってもらうことも大事だと考えています。

それで、最後ですが、6 月の広報にですね、男女共同参画について一回取り止めになったのでまた載せてくださいということでしたが、これからも続けてほしいと思うんですが。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

先ほどのご答弁致しました、高知県の強調月間、広報の係に指示してございますので、また注視していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地さん。

9 番（宮地葉子君）

ちょっと分かりづらかったですけど。

広報の方にやって、ずっと載せていきますかっていうので分かりやすく。すいませんが。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

毎年6月、月刊になってございますので、広報に継続して掲載させていただきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

3 点目に移ります。

女性の意思決定機関への参加は、男女平等社会の実現に向けても大きな試金石です。政府は202030の政策を掲げまして、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を、少なくとも30

パーセント程度にすると。そういう目標でした。残念ながら、今では少し目標を下げてるようですけども。

役場庁舎内ですら、管理職に女性の登用を求めるといった質問は何度か取り上げてきましたし、前回の12月議会でも、藤本、中島両議員からも質問が出されました。

役場庁舎内での女性管理職登用について、どう実施していくのかをお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは宮地議員のご質問の、役場内での女性管理職の登用につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

12月議会でも一般質問によりましてお答えをさせていただきましたが、男女共同参画の計画とともにですね、女性活躍推進法の成立によりまして、町としましても特定事業主行計画を策定することとなっております。

3月中に完成をすることとなっております、現在、数値目標、そしてその期間、時期などについて検討をしております。

この目標を目指して実施していきたいというふうに考えておまして、現在、女性管理職が一人もいない状況でございますので、まず、この4月にですね、人事異動により女性登用を行うべく検討中でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

一歩前進しました。4月に女性を登用する方向で進めているということでした。

町長がですね、昨年、平成27年度黒潮町婦人大会で来ていただきまして、来賓あいさつの中に、今回は女性登用に向けて、男女共同参画に向けて、その女性の管理職を登用すると。数値目標も入れてやりたいというようなことを受けましてですね、ああ、大変いいあいさつだったなど。それを受けて私、今回したんですけど。

その数値目標なんかも、今後も取り入れていくんですか。そのあいさつがありましたので、ちょっと町長、補足願えます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

これでは答弁させていただきます。

各種計画、すべてがそうだと思うんですけども、特に今回のこの男女共同参画につきましては国も言っているように、例えば理念が共有されて、形式的に機会の平等が確保されていても、現実的な世の中には残念ながら格差が現存していて、実際にその理念に到達できていないと。なので、いわゆる積極的な改善措置を講じなさい。つまり、いわゆるポジティブアクションですね。それをどう起こしていくのかということでございます。

今回、共同参画の理念にうたわしていただいた文言なんかは、今さら出てきたものではなくて、相当昔から共有されてきているものだと思っています。ただ残念ながら、今の現状を見ていただくとなかなか自分も答弁しづらいんですけども、実際にはそうはなっていないということで、数値目標をしっかり設定をして、積極的な改善措置を図るといったこと以外に、理念と現場のすり合わせができないというのが国の姿勢でもありますし、自分たちもそのような認識であります。

それらを具体的に表現させていただくのが、町としては特定事業主の行動計画ということになりますので、公表はまだですけれども、自分たちはそういう思いで検討してございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町長からも答弁ありましたけど、計画が一步前に進んでいる。この、制度が整わないと、今町長もありましたように、理念があってもなかなかそこに現実が届いてないということで。その一步が進んだように思います。

それでですね、まあ以前にも紹介しましたが、全国最年少知事として知られております三重県ですが、女性を管理職に育成する制度を作ってますね、積極的に管理職に女性を登用しており、また、課長だけでなく班長とか、県庁の上司だけでなく、いろいろな組織の女性の学ぶ研修会も開いているということだそうです。

で、黒潮町でも、ただ登用を抜粋していくというだけじゃなくて、まあ私がこんなこと言わなくても分かり切ってると思いますが、育てていく過程が必要ではないかなと思います。早くからその女性管理職を登用していくという目標を持って、その環境を整備していくといいますか、そういうことがないと、なかなか状況的になりにくい面もあります。

そういう手だての方はどうでしょうか。考えられてるでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

現在、管理職の方は一人もないというふうな状況でございますけども、課長補佐相当職にはですね、18 ポストがありまして、6 名というふうな格好で 33.3 パーセントというような状況でもあります。そしてまた、係長の相当職には 42 パーセントというふうな状況でもございますので、今後、登用につきましてはですね、まあ明るい材料やというふうにも思います。

そういうことで、人材も見なくてはならないと思いますが、どんどん登用できればですね、登用していきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

いい答弁をいただきました。

では、4 点目に移ります。

3 月 11 日は、東日本大震災から 5 年目を迎えた日でした。マスコミなんかでもいろんな方面から取り上げられましたので、あらためて、地震、津波の恐ろしさを再確認させられた方も多かったのではないのでしょうか。

災害対策等に女性の視点が必要であって、男女共同参画の立場からも意思決定機関に女性を登用するように、これも議会で何回か取り上げてきました。

南海トラフ巨大地震が起きますと、広範囲の地震ですので、外から援助してもらおうと。そういうことは、もう当てにできないと思います。自分たちであらゆるニーズにこたえていける準備が必要です。ですから、被災地の経験を学んでですね、災害時の事前の備えと、災害が起きてからの避難所での取り組みは、津波対策に続いて大事な取り組みだと思えます。

そのときに、女性の視点を入れることがどんなに大事だったかというのはですね、3、4年前の町民大学で、ヒロイマサコ先生でしたかね。あの方の講演もありまして、私はそのときに、ああ、なるほどなと思って、それからこうして。違う、ヒロイマサコじゃない。間違えました。正井礼子さんです。その先生は2回、黒潮町でお呼びになってますよね。2回とも私、聞かしていただきましたけど。その先生の話聞いて、ああ、ほんとに女性の視点がなかったら大変だなということを実感して、ここで取り上げてるものです。

その先生はですね、阪神淡路大震災でそういうことを経験して、いろいろ発信したんだけど、東日本大震災ではそれがなかなか生きてなかったと。それを言うておりました。多くの専門家がですね、女性の視点をいかに取り入れるかが大事だ、ということ声を挙げております。

それで一昨年ですけども、町の婦人大会で高知市の職員さんをお呼びしてですね、講演を聞きました。その内容は、またここで取り上げましたけども、再度ですね、これを参考にしながら質問を進めてまいります。

高知市の職員さんのお話では、女性の視点は生活者の視点というキャッチフレーズで、さまざまな事前の備えに男女双方の役員を入れる、または、避難所のマニュアル作りや災害対応の学習会等々に女性の参加の必要性を求めています。

支援等々に女性の視点、生活者の視点が必要で、具体的には、避難所では、これも私、何回も言っておりますが。安全で行きやすい、男女別々のトイレを用意するとか、別々の洗濯物の干し場、または更衣室を設置する。授乳室の設置や乳幼児や障がい者のいる家族、高齢者のための優先スペースを設置する。そういう女性の視点があって、充実するなり設置が実現したと。そういう現実があるそうです。単純に言いますと、人口の半分は女性ですので、被災者の半分は女性ですよ。それなのに、女性がそういう意思決定機関に誰もいないのでは、男女共同参画の視点が何も生かされてないことになります。

女性を登用する場所はさまざまあると思いますし、自主防災会などには、少しずつ女性が入ってるような気がします。防災対策会議でしたかね、そこに女性を登用するようにと言いましたら、課長の方がですね、30人の充て職なので、なかなかそこに女性が入るには条例を改正するとか何か方法がなきゃ駄目だというような答弁だったんですが。全体的には、今までの答弁を聞いてまして、課長も、女性をそういう所に登用するのは必要だなと思ってるというふうに解釈しました。

今回ですね、そういう内容で、一歩、二歩進んだ答弁があるんじゃないかなと思います。その点、どうでしょうか。

よろしく願います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の、防災分野での女性の登用のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、現在の黒潮町防災会議の委員は29名でございまして、そのうち女性の委員は2名、6.9パーセントでございまして、前回ご質問いただいたときと変わっておりません。

防災分野の新たな動きと致しましては、町内36カ所の避難所における避難所運営マニュアルの作成を始めました。

平成27年度には、伊与喜小学校をモデルにして避難所運営マニュアルを作成しましたが、その際に避難所運営マニュアルモデル地域の検討委員を、伊与喜小学校下と佐賀小学校下の地域住民13名。この内訳は、男性7名、女性6名選出していただき、検討を進めてまいりました。その結果、大変いい避難所運営マニュアルが完成しております。

平成28年度は、このマニュアルをベースにして、あと35カ所の避難所運営マニュアルの作成を進めてまいります。その際には、伊与喜小学校の検討委員会における男女構成比を参考にしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

避難所運営マニュアルというのを作っていつておる。その中には7対6で女性も、まあ半分ぐらい入ってるということでは、大変いい方向が出ていると思います。

それで、いい内容が出てきたと言っておりましたけど、どうですか、女性を入れたことによって課長が今まで感じたことですね、何か利点があったなというふうに思うことはありますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

運営マニュアルの検討の段階で、やはり議員おっしゃいましたように女性は生活者というふうなお話もありましたけれど、より細かい女性の視点での、アイデアとか意見がたくさん出ております。シャワーの位置とかですね、トイレの位置とか、それから地域住民の配置とか。

さまざまな所で女性の意見というのはですね、このマニュアルの方に生かされているんじゃないかと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

これから、この伊与喜地域でやったものをずっと参考に各地へ進めていくということですので。

そこでも男女の比率は大体半々ぐらいでいくんじゃないかと思うんですが、それはそうですか。半々ぐらいでいく予定ですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、宮地議員のご質問に続けてお答えしたいと思います。

伊与喜小学校のマニュアル作る時も、目標としては半々で委員の選考を求めました。

地域のもちろんご理解とご協力が要りますけれど、町としては、半分半分ぐらいの男女比で構成をですね、ただくようにお願いしていきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

いろんな所で一歩ずつ進んでるところでは、ほんとに大事なことです、いいと思います。

津波で助かったと。ところが、2次被害で亡くなったというようなことが多々ありますし、避難所でほんとに苦勞をしたという。ありますので、それらを参考にしながらこういう避難所マニュアルを作っていくという点では、黒潮町は進んでるんじゃないかなというふうに思います。

それでもう1点ですね、課長ね、その防災会議ですよ。名前は防災対策会議か、よく分かりませんが。それは29人で、女性の方が2名だと。これは充て職だから、条例でも変えなきゃあできないんだという答弁がずうっと返ってきました。やっぱりそれでいいのかなど。何とか方法として、もう少し女性の入る余地を考えるべきじゃなって思うんですけど。

そういうところには話は進んでおりませんか。やっぱりそういうふうにお考えになりませんか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の、黒潮町防災会議の委員のメンバーのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたと申しますか、今までも答えてきたとおり、条例でメンバーの一定の規定がされております。その委員の選出方法が、町の機関の役職の方であったり、県の機関の役職であったり、あるいは自主防災会の役職であったり、教育長であったり、いうふうな形で出てきております。

当然、先ほど副町長から、今後管理職の登用、女性も増えてきますので、そういう部分が増えてくればですね、当然、今のままでも率は上がってくるというふうに思っております。ただ、今の、それとは別にですね、また町長が内部の職員のうちから指名をするという項目もございますので、それはまた町内で検討の余地は十分あるところじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

そしたら今の点の確認みたいになりますが、町長ね、その防災対策ですか、委員会ね。

やはり条例でいくと、どうしても男性が意思決定機関にいますので、男性はほとんどになってしまう。だから、それでいいんですかっていうのを私がずっと言ってきたわけですから。まあ、町長サイドでいろいろできるということがありましたし。

女性を入れようと。最低3割は登用しようというところで見直していくといいですか、考え方を広めていくといいですか。それは、そういう立場に立てばできるんじゃないかなと思うんですが。

ぜひ、町長の考えをお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

先ほどの質問でお答えしました、まさにこれがポジティブアクションが求められているところでございます。形式上は充て職ですので、機会の平等は確保されているんですけども、先ほども申し上げましたように29分の2ということで、現状がその機会の平等と照らし合わせたときに非常に格差があるということになっております。

自分が任命できる部分につきましてはちょっと枠が狭うございまして、例えば、行政機関であったり各種団体であったりということなので、可能な限りの意向をお伝えする、あるいは自分の権限に指名できるものについては対応ができるとしてもですね、それが可能な限り達成できても、今より率は上がりますけれども、ほんとにこの理念で求められるぐらいの割合に到達するには非常にちょっと難があるのかなと思っております。

いったんはそれで対応させていただいて、経過を見た上でですね、現実との格差が非常に大きいと。理念と現実との格差が大きいということになれば、当然、条例改正も視野に入れて対応しなければならないと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

現実を見ながら、条例改正も視野に入れるということです。

今の条例は、先ほども何回も言ってますけど、その充て職がありますので、どうしても男性が中心になってしまう。それでいいですかというの、それじゃいけないでしょというのがまあ私の意見で。町長も、そこで現実との乖離（かいり）があるということでした。

ですからぜひですね、今のままでいいのかと。もっと女性の視点を入れていって、生かしていきななきゃならないという、そのスタンスですね、今後もぜひ検討課題に入れていただきたいと思います。

これで、男女共同参画についての質問は終わります。

3 点目に入ります。3 点目の同和对策事業について、2 点に分けて質問をしてあります。

1 点目ですが、黒潮町泊まり合い人権教育研修会の会計内容について伺います。

今から 50 年近く前、部落問題がまだまだ残っているころ、この泊まり合い事業が始まって、県下に広まっていきました。大方が発祥地です。しかし、時代とともに、また国の同和对策事業が進むとともに、徐々に部落差別は解消され始め、そんな時代の流れに沿って、県下の各自治体では、この泊まり合いの事業は取りやめが続きました。

十数年前には、県内では、旧大方町を残して全部の自治体が、この事業は取りやめております。旧佐賀町でも、相当以前に取りやめていたんですが、合併とともにまた復活したことになります。

合併以前からもう既にですね、この事業は旧大方町でも町民から見放されておって、町民参加は一部の人でした。それと、教員や保育士、役場職員等にかなり強力な参加要請を行って何とか事業を続けている現状に、大方、佐賀の町民から、疑問や反対の声が次々と挙がってきました。

今回は、泊まり合い事業全体についてではなく会計内容について、限られた問題に絞って質問を致します。

泊まり合い事業についてのしおりと会計内容を課長より頂きました。今回の泊まり合いは、12 月 5 日、6 日、1 泊 2 日の日程で行われて、場所は、愛媛県の大洲市です。参加者は、研修生が 21 名、運営委員、以前はスタッフと書いてあったように思いますが、運営委員 14 人、計 35 人の参加で、この事業に掛かった費用合計は 53 万 1,140 円とあります。

具体的な内容について質問していきます。

まず、愛媛県大洲市に 1 泊する研修ですが、今回も参加費は無料で、参加者に負担はありません。この事業の案内要項に、宿泊費は黒潮町の旅費規定により支払うとありますが、黒潮町の旅費規定の宿泊費は幾らですか。

バスは借り上げが 0 円ですので町のバスを使っていると思いますが、町のバス使用であれば、旅費は不要です。会計報告には一人 1 万 3,000 円の旅費が支給されています。これは宿泊費で報告されるものではないでしょうか。

続けて、宿泊先はホテルオータとありますが、このホテルオータの宿泊費は幾らですか。

1 点目お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは申告書に基づきまして、宮地葉子議員の3番、同和対策事業についての1、12月5日に行われました泊まり合い人権教育研修会の会計内容について何う、ということについてお答え致します。

宿泊費1万3,000円の内訳につきましては、宿泊費が9,000円と、そして県外旅費の日当に当たります2,000円が2日分の4,000円で、合計致しまして1万3,000円となっております。

それと、宿泊費につきましては、一人当たり5,000円をオータホテルの方に支給をしております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

質問はですね、黒潮町旅費規定の宿泊費は幾らですかということと、これは旅費とありますけども、宿泊費で報告すべきじゃないかなと思ったので、それをお聞きしました。

それから、ホテルオータの宿泊費は5,000円という答弁がありましたけども。

もう一度。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

黒潮町の旅費規定につきましては、宿泊につきましては9,000円ということで、旅費規定で決められております。

それに、交通の実費が伴わない場合でも、日当として2,000円の加算がされますので、2日で4,000円ということになっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

じゃあ、宿泊費であっても旅費規定で報告になるということですね。9,000円が宿泊費で、日当が一日2,000円つく。2日間で1万3,000円ということですね。

次いきます。

バス借り上げ料は0円ですが、大洲市までの往復のガソリン代は必要だと思われませんが、燃料代も0円となっています。

これはどういうことですか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

燃料費の方につきましては0円としておるのは、出張先で給油をしなければならないときに、ためにこれを予定しておりましたが、こちらの方で満タンにしていまして帰ってきましたので、燃料費は0円ということにして

おります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

次、移ります。

研修日程によりますと、その晩の夕食は6時半から8時半までとありまして、交流も兼ねて懇親会を行います、とあります。

何年か前までは、飲み放題ぐらゐの相当なアルコールが出たと、参加した人からですね、何人も聞いておりますが、懇親会では今でも、ビールや酒などのアルコール類は出ましたか。

普通、旅行ですと、夕食代は宿泊費に組み込まれてると思いますが、飲み物は別料金です。懇親会費は幾らでしたか。世間一般では、懇親会というものは一人一人が自分で宿泊とは別に支払うのが常識ですが、町の旅費規定に含まれた扱いなら大変おかしな税金の使い方じゃないかなと思うんですが。

どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

懇親会費は、一人当たり4,500円でございます。もちろん、アルコールも出しております。

それで、この旅費の部分につきましては、参加者の旅費は、食事代、それから宿泊代、懇親会費に充てております。

その事務の処理につきましては、参加者一人当たり1万3,000円を渡すということも、支払ってもいいのですが、それでは現実的に支払いの事務が煩雑になりまして受け入れ先の方が困りますので、それで、旅費を概算払いで支給する際に参加者一人一人から了解をいただき、事務局がまとめて支払いをさせていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

じゃあ、日当が懇親会費に回ったということでよろしいんですか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

一回皆さんにお渡ししたものを、それを、了解をいただきまして再度集めたものをですね、それをプールしまして、そして日当とか、それから宿泊代、そして懇親会費とかの部分で、それぞれ事務局が振り分けて精算をさせていただいております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

また、4 人の講師に対する講師料は 0 円となっていますが、懇親会には大洲市の方も参加予定とあります。大洲市の方は懇親会に参加されましたか。参加していれば、何人参加して、自費参加ですか。自費参加でなければ、その懇親会費用は幾らでしょうか。その経費はどこから出ているのでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

宮地議員の再質問にお答え致します。
大洲市の職員の皆さんも参加していただいております。
そして、この部分、4,500 円を自費で出してもらっております。
参加人数は 6 名とお聞きしております。
以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

運転手 2 名の費用についてお尋ねします。
運転手 2 人の方も運営委員として数えられておりますが、役場の職員さんでしょうか。
それから、運転手一人に対して 2 万 420 円の賃金が支給されています。一日 1 万 210 円ですが。それとは別に、旅費一人 9,000 円が支払われています。バス代が要らないのですから、旅費は不要ではないかなと思うんですが。
この点についてお伺いします。

議長 (矢野昭三君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

宮地議員の再質問にお答え致します。
運転手の皆さんは、町職員の方ではございません。
それで、両日 1 万 8,000 円というのは、これは宿泊代の 9,000 円でございます。
以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

しおりのお知らせに自己負担はないと書いてありますので、もう少し細かい疑問点をお聞きします。
普通、宿泊費の中に含まれる食事代は、1 泊の場合、夕食と朝食のみではないかと思いますが、この研修では、1 日目と 2 日目の共に昼食代が出ております。
この昼食代はどこから出ていますか。

議長 (矢野昭三君)

住民課長。

住民課長 (藤本浩之君)

宮地議員の再質問にお答え致します。

参加者の皆さんの旅費の中の日当から出ております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

この研修のためのチラシ、要項、しおり等の資料代の支出項目がありませんが、経費はどこから出ていますか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

町の予算の中の、人権対策費の消耗品から支出をしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

町民の税金を 53 万 1,140 円も使ってる研修です。参加者はすべて無料で、懇親会費も含めてですね、すべてを面倒見てくと。そういうことで、まあこういう支出報告が出されたんですけど。

公費支出で、私はこれは通用するものかなどうかなと思うんですけども、まったく問題はないというふうに課長はお考えですか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

旅費の用途につきましては、泊まり合いの研修会の参加者だけではなくて、ほかの業務で教職員が出張する場合や議会で出張される場合、そして、町民の皆さんと研修で出張される場合にも同様に支給されております。研修後に懇親会、まあ例えば交流会がありますが、をする場合もあるかと思いますが、そのことと何ら変わりが無いと思っております。違いは、個人で精算するか、それとも事務局でまとめて精算するかの違いであると思っております。

そういうことで、このやり方につきまして問題はないと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

時間がありませんので次へ移ります。2 番の方に行きます。

2 点目のフィールドワークについてです。特別措置法が終了後も依然として行われているフィールドワークについて問う、というふうに通告書に書いてありますが。

最初にですね、黒潮町では小中学校でこのフィールドワークというものを行っておりますが、これを実施してる学校、学年をお尋ねします。

そして、これは何を目的とした授業でしょうか。

お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは私の方から、宮地議員の、特別措置法終了後も依然として行なわれているフィールドワークについてというご質問に答弁をさせていただきます。

まず、目的でございます。学校における人権教育の指導方法の在り方について、これは第3次の取りまとめでございますけれども、学校における人権教育の目標を、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義、内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況の下での具体的な態度や行動に表れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること、と述べています。つまり、知的理解の下に、人権感覚を育成をし、自分や他の人の人権を大切にす態度や行動を身に付けさせるためのものです。

ご質問のフィールドワークにつきましては、地域学習の一環として行なっております。

町内の小学校では、小学校段階における同和問題学習の指導の平準化を図り、同和問題を正しく理解するために、すべての学校の各学年で地域教材を人権教育年間計画に位置付け、共通の教材を活用した授業を行っております。

このフィールドワークにつきましては同和問題学習の中の地域学習の一環として、小学校の5、6年生、そして中学校3年生が行なっているものです。具体的には、学年ごとに町民館、児童館に行き、地域の方にお話を伺うということになっております。

中学校におきましても、これまでの同和問題学習の総括と位置付けて、入野漁港や町民館、児童館等で学習を重ねております。

特別措置法が切れたからといってですね、この同和問題が解決をしたというふうには考えておりません。国も人権課題の中にしっかりと位置付けて示しておりますし、いまだに、特に人々の心の部分に差別の現実が残っていると考えております。これを解決しなければならない課題として位置付けておりまして、現在は各自治体の取り組みにゆだねられているわけでございます。

そうした中で、大事な人権教育の中の地域学習として位置付けて実証しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

一般質問の途中でございます。

本日の会議は時間延長致します。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すべての学校で、すべての学年でやってるということですね。

それで、もらった資料を読ませていただきましたが、今の答弁でもありましたけども、これは地域学習として、まあ同和教育としてと、そういうような答弁でしたが。この資料を見る限りですね、教育長の答弁を聞けば当たり前かもしれませんが、この取り組みは地域に線引きをして、地域を限定した取り組みだという解釈ができますけど。

それで間違いありませんか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、再質問に答弁をさせていただきます。

まず、すべての学年でフィールドワークを行っているわけではございません。フィールドワークとして位置付けているのは、小学校の高学年、5、6年生でございます。それと中学生ということになるわけでございます。

それから、このフィールドワークが地域を線引きをしているのかということでございますけれども、線引きをして地域学習をするという考えかどうかということでございますけれども、地域学習の中で大事な部分は、やはり過去においてどういったことがあったかと、そういった学習になってこようかと思えます。そういった意味で、過去に差別はあったとあったということで、地域は特定をされるということにはなろうと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

確認ですけれども。

私が質問したのですね、地域限定の取り組みだという解釈でよろしいんですね。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

答弁をさせていただきます。

このフィールドワークについては地域限定という形になりますけれども、地域学習の一環ということでございますので、当然、他の地域学習は行っております。

例えば、人権学習の中で、高齢者の施設を訪問し学習をしたりですね、障がい者施設へ訪問したりを行っているということ、実態もでございます。そういった意味では、それらと何ら変わりはないというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私は人権教育について聞いてるんじゃなくてフィールドワークについての質問ですので、地域限定の取り組みだという答弁でした。

で、特別措置法が終わった今ですね、同和地区という位置付けは行政上なくなっています。それは前回、12月議会でも、藤本住民課長の答弁でもあったとおりですが。

法が失効した今は、人や地域を区別する法的、制度的根拠は失効していると言えますが、黒潮町の教育委員会では同和地区は現存するとの見解ですか。住民課長とは違った見解を持っているのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

同和地区が現存するということではございません。過去に差別があった地区ということで、地域学習を行っ

ているということでございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

過去に差別を受けてきたと。

差別を受けてきた地域とかですね、差別を受けてきた関係者という位置付けをすることは、血縁の問題として、地域や人を固定化することになるんじゃないでしょうか。それこそが、こんにちの人権問題となるのじゃないかなと思います。特別な地域や人を固定化するような扱いをするべきではないというのが、国が出しました特別措置法終了の意味だったと思います。この点については、12月議会でも政府見解の文章を紹介したところですよ。

教育委員会では、この国の見解はどのように解釈していますか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

国の見解については、12月議会で答弁したとおりであるというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

国の見解はですね、地域を特定化すると固定化につながるの、そういうことをしちゃいけないと。一般事業のすべて回るのでそういうことをしなさいというのが意味だったんですが、少し、今までの答弁と整合性がないと思いますが。

その点についてはいかがですか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

フィールドワークをするときにですね、地域へ入っていくということ、それが地域の特定につながるというご指摘だと思います。

フィールドワークの中で学習する内容についてはですね、さまざま内容、学習を致します。当然、過去の歴史、どんな教育でもやっぱり歴史に学ぶということは大事ですのでそういった学習をするわけで。その学習をする中で、過去に地域として特定をされたというか、差別があったということを読んでいくわけですので、現在、地域を特定をしていないということと何ら関係はないというふうに思いますけれども。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ、先ほど地域を限定した取り組みだというふうに言われましたけども、ちょっと方向を変えていきます。

同和行政が続けられていた時代からですね、人々の混住。地域にいろんな人が混ざって住むという混住ですね、そういうことが進んでおりましたが。

このもらったフィールドワークの資料にはですね、万行地域が被差別部落であったと表現されております。万行が居住地の一つの名称として使われております。万行イコール、差別された人たちの居住地という扱いをすることは、旧同和地区の固定化につながるものだと思いますが、違いますか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再度の答弁になりますけれども。

学習の中で過去の歴史について学ぶときにですね、地域の特定制ということは当然出てまいります。しかし、現在はそういった扱いはしていないということでございますので、特に問題にはならないと思います。

例えば、ほかの地域学習をする場合、あるいは平和学習をする場合もですね、当然、その地域ということは特定になるわけです。戦争の学習をする場合、それは地域も特定をされるわけでございます。

そういったことで、特に問題になるというふうには思っておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

いや、私が聞いたのはですね、この資料にですよ、万行地区が被差別部落であったというふうに表現されておりますので、こういうふうを書くというのは旧同和地区の固定化につながるんじゃないですかとお聞きしてるんですが、どうですか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

過去の歴史として学ぶためのこの資料でございますので、そういった考えでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

フィールドワークの資料の中身についてですけど。地域が改善された中で、なぜ、あえて昔の貧しかった時代の話が必要なんでしょうか。

まだ世間を広く知らない純粋な子どもたちには、誤解と偏見を与えることになるのではないかと思います。どういう意図でしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

例えば、差別をなくしていくためにですね、どうしたらいいかということは、やはり過去の事実。こういったことを知るということではなかろうかというふうに思います。

そういった正しい事実を知ることによってですね、偏見等がなくなっていくわけでございますので、事実は事実としてやっぱり教えていく必要があるかというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

過去のことであったとしても、正しい事実は事実として、その地域を限定して教えていくということですよ。フィールドワークの資料の中の事前学習ですけど、そこにですね、賤称語の使われている水平社宣言を取り上げていますが、その理由は何でしょうか。また、その必要性は何でしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

この同和学習をする中で、この水平社宣言の位置付けというのは非常に大事になってこようかと思えます。差別の中で、人々が戦い、勝ち取ってきた。その戦いの中にですね、まあ共感しというか、子どもたちの学習の中でさまざまなこのことを学んでいきます。一番大事な部分であろうと思って、これは学習するようにしております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今日は深く入っていきませんが、今までも何度も言ってきましたけども、私は、部落差別は残念ながら残っていると思います。しかし、特別措置法が敷かれて、住環境や就職、進学等々、さまざまな方面で改善されて、昔とは比べようのないほど薄れてきております。特に、若い人たちほどその傾向が見られまして、それは結婚問題にも如実に表れております。

政府としても、このまま特別措置法を掲げ続けることは差別の固定化につながるということを懸念したこともあって、まあ法を終了させたということは12月議会で取り上げて、政府が発表した中身も言いましたけども、法を終了させて、すべてを一般事業として取り扱うようになりました。それは自治体の方に通達があったわけです。

それで私は、これまでも言ってきましたけども、部落差別を解決する道は、周りが問題にしなくなる、周りが気にしなくなること。町民同士の間には垣根がなくなれば、基本的に解決だと思います。行政がいつまでも、差別がある差別があると言って、住民を選別し区別するようなこのフィールドワークは、全く解決とは逆のことを子どもたちに教える取り組みではないかと考えます。特別措置法も失効し、同地区という位置付けが行政上なくなっている現在、このような活動を続けることは、純粋な子どもたちの教育としては不適切だと考えます。

検討をし直して中止することを求めますが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

答弁させていただきます。

いろいろな考え方があろうかと思えます。例えばですね、学校の中でいじめがあります。私は、いじめ問題とこれは同じではないかというふうに思っております。いじめがあったときにですね、周囲が、そのいじめら

れている人、そういった方を支えていくということになるわけです。いじめられている子どもを見て見ぬふりをするということは、いかがなものかというふうに思います。

このフィールドワークについてはですね、まあそういった歴史も踏まえて、町の同和問題の中で、同和学習の中で、最も大事な部分だろうというふうに思っております。これからも続けていってですね、ぜひ、すべての小学校で行い、そして中学校へつなぎ、いずれは高校へも上がっていきます。そういった人権感覚を養う上でもですね、子どもが成長する中で必要な教育であるというふうに思っておりますので、続けていくつもりです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今日は執行部の考え、お聞きしました。

これで私の質問を終わりにします。

議長（矢野昭三君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

以上で、今日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 12分